

原子力災害対策編

原子力災害対策編

第1章 総則

第1節	計画作成の趣旨等	1-1-1
第2節	計画の基礎とするべき災害の想定	1-2-1
第3節	原子力災害対策を実施すべき地域の範囲	1-3-1
第4節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	1-4-1
第5節	用語の解説	1-5-1

第2章 原子力災害事前対策

第1節	基本方針	2-1-1
第2節	原子力事業者防災業務計画に関する協議 及び原子力防災要因の現況等の届出	2-2-1
第3節	安全協定の適切な運用	2-3-1
第4節	原子力防災専門官との連携	2-4-1
第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	2-5-1
第6節	情報の収集・連絡体制等の整備	2-6-1
第7節	緊急事態応急体制の整備	2-7-1
第8節	屋内退避・避難体制の整備	2-8-1
第9節	複合災害時対応体制の整備	2-9-1
第10節	緊急輸送活動体制の整備	2-10-1
第11節	救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	2-11-1
第12節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	2-12-1
第13節	行政機関の業務継続計画の策定	2-13-1
第14節	原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	2-14-1
第15節	防災業務関係者の人材育成	2-15-1
第16節	防災訓練等の実施	2-16-1

第3章 緊急事態応急対策

第1節	基本方針	3-1-1
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制の確保	3-2-1
第3節	活動体制の確立	3-3-1
第4節	屋内退避、避難、受入れ等の防護活動	3-4-1
第5節	治安の確保	3-5-1
第6節	飲料水・飲食物の摂取制限、農林水産物等の採取及び出荷制限	3-6-1
第7節	緊急輸送活動	3-7-1
第8節	救助・救急、消火及び医療活動	3-8-1
第9節	住民等への的確な情報伝達活動	3-9-1

第10節	自発的支援の受入れ	3-10-1
第11節	防災業務関係者防護対策	3-11-1
第12節	行政機関の業務継続に係る措置	3-12-1
第13節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	3-13-1

第4章 複合災害対策

第1節	複合災害時における災害対策本部等の組織・運営	4-1-1
第2節	複合災害時における応急対策	4-2-1

第5章 原子力災害中長期対策

第1節	基本方針	5-1-1
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	5-2-1
第3節	被災者等の生活再建等の支援	5-3-1
第4節	産業等への支援	5-4-1
第5節	心身の健康相談体制の整備	5-5-1

原子力災害対策編

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨等

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者となる東京電力ホールディングス株式会社及び北陸電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する柏崎刈羽原子力発電所及び志賀原子力発電所（以下「発電所」という。）から、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されること及び放射性物質の事業所外運搬中において、放射性物質又は放射線が輸送容器外へ異常な水準で放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害からの復旧を図るために必要な対策について、糸魚川市や新潟県、関係市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び原子力事業者がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

(1) 糸魚川市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、糸魚川市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成したものである。

防災関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講ずることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

(2) 糸魚川市における他の災害対策との関係

この計画は、「糸魚川市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「糸魚川市地域防災計画（総則編、震災対策編、津波災害対策編、風水害対策編、個別災害対策編、化学工業地域災害対策編）」によるものとする。

(3) 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

3 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

4 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画(原子力災害対策編)の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める最新の「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

第2節 計画の基礎とするべき災害の想定

1 災害の想定

原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故（原子力発電所を設計する際に考慮されている事故を上回る事故であり、適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態になり、炉心溶融又は原子炉格納容器破損に至る事象のこと。）を想定する。

なお、防護対策を実施するにあたって留意すべき事項は、原子力災害対策指針に基づき次のとおりとする。

1 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性のある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。

これらは、プルームとなり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等への付着や、雨水等によるそれらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

また、原子力施設からの冷却水の漏えいなど、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

2 原子力災害の特殊性

原子力災害では、放射性物質の放出や放射線量の上昇という特有の事象が生じる。したがって、原子力災害対策の実施にあたっては、次のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

- (1) 原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。
- (2) 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じるができないこと。
- (3) 平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。
- (4) 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。
- (5) 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、住民等の屋内退避・避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用した対応のほう効率的かつ実効的である。したがって、原子力災害対策は、上記の特殊性を考慮しつつ、一般災害と全く独立した防災対策を講じるのではなく、一般的な防災対策と連携して対応していく必要がある。

第3節 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲

1 基本方針

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、原子力災害対策を実施すべき地域の範囲を県内全域とし、発電所の中心からの距離等に応じて区域等を区分している。

このことを踏まえ、当市における原子力災害対策を実施すべき地域の範囲も市内全域とし、発電所の中心からの距離等に応じて、必要な措置を講ずるなど住民の安全確保に万全を期するものとする。

2 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲の区分

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、下表のとおり区域等を区分している。

区域・地域名	発電所からの距離 (目安)	基本の対応
即時避難区域(予防的防護措置を準備する区域、P A Z : Precautionary Action Zone)	発電所を中心とする半径(以下「半径」という。)おおむね5キロメートル圏	主としてプルーム放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、あらかじめ定められる発電所における全面緊急事態等の発生後、避難指示を受けて直ちに避難を実施する。避難は、即時避難区域(P A Z)外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径おおむね30キロメートル圏外への避難を実施する。
避難準備区域(緊急防護措置を準備する区域、U P Z : Urgent Protective Action planning Zone)	半径おおむね5～30キロメートル圏	事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、防災対策を実施する。 全面緊急事態の発生後、指示を受けて速やかに屋内退避を実施する。また、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル(以下「O I L」という。)の考え方や施設敷地緊急事態発生後に実施する環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)の結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、避難や屋内退避の準備を進める区域とし、緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、半径おおむね30キロメートル圏外への避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤

区域・地域名	発電所からの距離 (目安)	基本の対応
		の服用をできる限り速やかに実施する。
放射線量監視地域(UPZ外)	UPZ外の県内全域 半径おおむね30キロメートル圏外	避難準備区域(UPZ)の外の地域については、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、あらかじめ安定ヨウ素剤の備蓄の計画を策定するとともに地域の実情に応じて屋内退避計画を策定する地域とし、緊急時モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果、飲食物の汚染状況調査等により、必要に応じて、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用や、飲食物の摂取制限等を実施する。

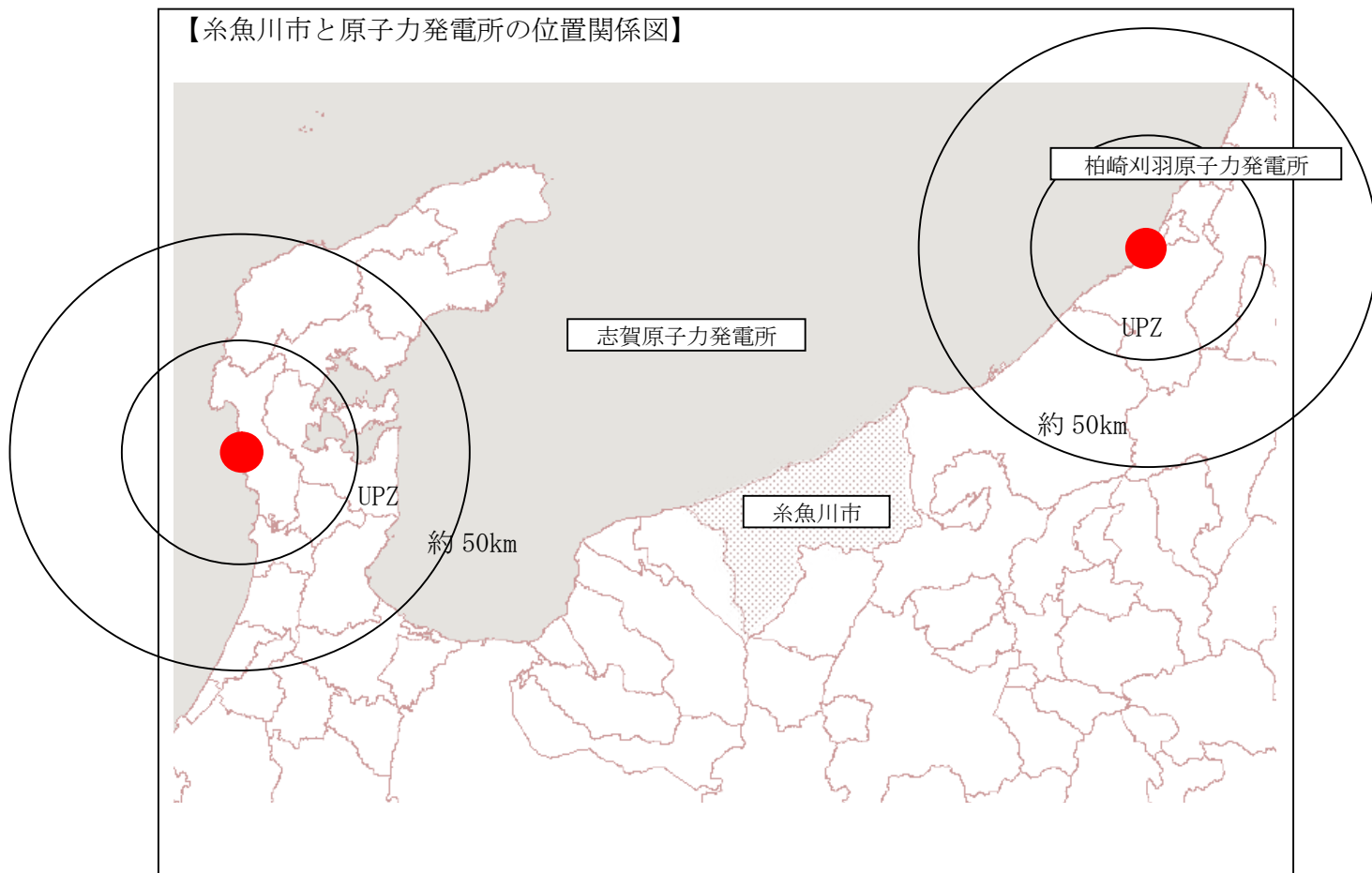
3 糸魚川市における原子力災害対策を実施すべき地域の範囲

本市は、東京電力ホールディングス株式会社が設置する柏崎刈羽原子力発電所から最も近いところ(能生地域徳合地区)で約57キロメートル、北陸電力株式会社が設置する志賀原子力発電所から最も近いところ(青海地域玉ノ木地区)で約90キロメートル離れている。

よって、本市の全域は、放射線量監視地域(UPZ外)に位置するため、新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)に定める“屋内退避の計画をあらかじめ策定する地域”とされる即時避難区域(PAZ)並びに避難準備区域(UPZ)には該当しないが、住民の安全確保に万全を期するため、緊急時モニタリングの結果及び風向等の気象条件等により避難準備区域(UPZ)に準じ屋内退避を実施する。

また、新潟県が作成する「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針(平成26年2月)」では、即時避難区域(PAZ)及び避難準備区域(UPZ)からの広域避難受入れの地域として指定されている。

【糸魚川市と原子力発電所の位置関係図】



第4節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、新潟県、糸魚川市、新潟県の区域を所轄する指定地方行政機関、自衛隊、指定地方公共機関、その他の公共機関及び原子力事業者等原子力防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管事務又は業務を通じて原子力防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、総則編第1章「第2節 県民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」によるほか、次のとおりとする。

【糸魚川市】

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
糸魚川市	1 糸魚川市原子力災害警戒本部及び糸魚川市原子力災害対策本部の設置に関すること	消防本部、総務課
	2 市民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練及び職員に対する教育訓練に関すること。	消防本部
	3 住民等に対する通信連絡網の整備に関すること。	消防本部
	4 住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。	消防本部
	5 安全協定に基づく通報連絡の受入等に関すること。	消防本部
	6 事故状況の把握及び連絡に関すること。	消防本部
	7 緊急時環境放射線モニタリングへの協力に関すること。	〃、環境生活課
	8 県の原子力災害医療活動に対する協力に関すること。	課
	9 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること。	農林水産課
	10 住民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること。	環境生活課、農林水産課
	11 市道の通行確保に関すること。	建設課
	12 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること。	総務課
	13 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること。	商工観光課
	14 防災業務関係者の被ばく管理に関すること。	〃、健康増進課
	15 汚染物質の除去及び除染に関すること。	環境生活課
	16 住民等に対する各種制限措置の解除に関すること。	環境生活課
	17 損害賠償請求等に必要資料の整備に関すること。	市民課
	18 風評被害等の影響の軽減に関すること。	環境生活課、商工観光課、農林水産課
	19 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援に関すること。	商工観光課、農林水産課
	20 児童、生徒の退避及び避難に関すること。	こども教育課
	21 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること。	こども教育課、こども課
	22 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること。	こども教育課
	23 住民等からの問合せに対する対応に関すること。	〃、環境生活課
	24 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること。	〃、市民課

	25 住民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること。	”、環境生活課
	26 心身の健康相談に関すること。	健康増進課
消防本部・消防署	1 住民等に対する広報に関すること 2 市民等の避難、屋内退避の誘導に関すること。 3 原子力災害医療活動に対する協力に関すること。 4 救急活動の実施に関すること。	消防本部

【新潟県】

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
新潟県	1 新潟県防災会議原子力防災部会に関すること。	原子力安全対策課
	2 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び防災関係機関等職員に対する教育訓練に関すること。	”
	3 原子力防災に関する訓練の実施に関すること。	”
	4 通信連絡網の整備に関すること。	”
	5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。	”
	6 発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。	”
	7 原子力事業者からの報告の徴収、立入検査に関すること。	”
	8 新潟県柏崎刈羽原子力防災センター(以下「原子力防災センター」という。)の整備及び維持に関すること。	”
	9 県原子力災害警戒本部の設置・廃止に関すること。	”
	10 県原子力災害対策本部の設置・廃止に関すること。	”
	11 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること。	”
	12 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること。	”
	13 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入に関すること。	”
	14 他の都道府県及び関係機関への応援要請及び受入に関すること。	”
	15 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること。	”
	16 環境放射線モニタリングに関すること。	”
	17 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること。	”
	18 原子力災害医療活動に関すること。	福祉保健部
	19 飲食物の摂取制限等に関すること。	”
	20 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること。	農地部
	21 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること。	農林水産部
	22 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること。	原子力安全対策課 産業労働部
	23 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること。	福祉保健部 農林水産部
	24 防災業務関係者の被ばく管理に関すること。	原子力安全対策課 福祉保健部
	25 汚染物質の除去及び除染に関すること。	原子力安全対策課
	26 各種制限措置の解除に関すること。	”
	27 市町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。	原子力安全対策課

	<p>28 県管理一般国道及び県道の通行の確保に関すること。</p> <p>29 損害賠償請求等に必要な資料の取りまとめに関すること。</p> <p>30 風評被害等の軽減に関すること。</p> <p>31 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関すること。</p> <p>32 心身の健康相談に関すること。</p> <p>33 物価の監視に関すること。</p> <p>34 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること。</p> <p>35 児童、生徒の退避及び避難に関すること。</p> <p>36 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること。</p>	<p>土木部</p> <p>原子力安全対策課、 農林水産部 産業労働部 観光局 農林水産部 産業労働部 観光局</p> <p>〃</p> <p>福祉保健部</p> <p>県民生活・環境部 保健体育課</p> <p>〃</p> <p>総務課</p>
新潟県警察本部 糸魚川警察署	<p>1 緊急かつ広域的な救助活動、住民等の避難誘導等に関すること。</p> <p>2 警戒区域、防護対策を講ずべき区域における警戒警備に関すること。</p> <p>3 交通規制、緊急交通路の確保に関すること</p> <p>4 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること</p>	<p>警備第二課</p> <p>〃</p> <p>交通規制課</p> <p>警備第二課</p>

【指定地方行政機関】

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
北陸農政局 新潟農政事務所	<p>1 農地、家畜、農林水産物等への影響に関する情報収集及び報告に関すること。</p> <p>2 農林水産物の安全性に係る風評被害の防止に関すること。</p>	企画調整室
東北経済産業局	<p>1 電気の安定供給に関すること。</p> <p>2 災害時における原子力災害合同対策協議会への支援に関すること。</p>	総務企画部総務課
第九管区海上保安本部 上越海上保安署	<p>1 海上における救助、救急活動及び依頼等に基づく活動の支援に関すること。</p> <p>2 船舶等に対する緊急通報並びに避難及び立ち入り制限に関すること。</p> <p>3 海上における応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保</p> <p>4 海上における緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。</p>	警備救難部救難課

北陸地方整備局	<p>1 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合または恐れがある場合は、次の事項について応援を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集、人員の派遣、資機材の提供等 ○ 避難活動等 ○ 応急仮設住宅の建築支援等 ○ 飲料水の確保、支援等 ○ 消防活動への支援等 	高田河川国道事務所
---------	--	-----------

【陸上自衛隊】

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
陸上自衛隊 高田駐屯地	<p>1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること。</p> <p>2 災害発生時の県及び市の情報収集活動への協力に関すること。</p> <p>3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること。</p> <p>4 緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。</p>	第2普通科連隊 第3科

【指定公共機関】

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
地域災害拠点病院 糸魚川総合病院	<p>1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。</p> <p>2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。</p>	

【指定地方公共機関】

総則編 第1章「第2節 県民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 農業共済組合	<p>1 災害情報及び各種措置の伝達に関すること。</p> <p>2 汚染農林畜水産物の出荷制限等、応急対策の協力に関すること。</p>	
糸魚川市医師会	<p>1 災害時における医療救護に関すること。</p> <p>2 災害時のこころのケアに関すること。</p>	

【原子力事業者】

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口

東京電力ホールディングス株式会社 北陸電力株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 原子力施設の防災管理に関すること。 2 従業員等に対する教育、訓練に関すること。 3 関係機関に対する情報の提供に関すること。 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。 7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等）への防災要員及び緊急時モニタリングセンター要員の派遣に関すること。 8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること 9 汚染物質の除去等に関すること。 	防災安全部 防災安全グループ
------------------------------	---	-------------------

第5節 用語の解説

この計画における主な用語は、次のとおりとする。

用語	解説
安定ヨウ素剤	放射性ではないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こす恐れがある。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。
甲状腺	前頸部に位置し、ちょうど喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。
スクリーニング	原子力災害が起きた場合、住民等が放射性物質の付着、吸引がないかの検査をすること。
プルーム	気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団
放射性プルーム	原子炉施設において物理的防護壁が機能しない場合に周辺環境に放出される放射性物質（気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等）を含んだ空気の一団のこと。
モニタリングポスト	放射線の連続モニタを備えた野外測定設備のこと。 （据え付け型と追加の測定用の可搬型の2種類がある。）
環境放射線モニタリング	原子力発電所周辺等で行われる放射線・放射能の測定のこと。原子力発電所周辺の監視を目的とした平時からの環境放射線モニタリングと、原子力災害時に実施する緊急時の環境放射線モニタリング（緊急時モニタリング）がある。
情報収集事態	原子力施設等立地市町村において震度5弱以上の地震が発生した場合のこと。
未満事象	原災法第10条に規定する特定事象に該当しない事故。 原子力安全上、重大な影響は認められないが、一般社会からは事故とみなされる事象。〔例：中越沖地震の変圧器の火災〕
特定事象に先行する事象	特に定めなし。 短時間に原子力事業者よりトラブル情報の連絡が頻発するといった異常時に際し、各市町村において、状況を確認した上で特定事象に先行する事象に該当するかどうかを判断する。
警戒事象	原子力規制委員会が所掌する原子力施設等の立地地域及びその周辺において、大規模自然災害又は重要な事故が発生した場合。 （例）① 原子力施設等立地市町村において、震度5弱以上の地震が発生した場合。 ② 原子力施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 原子力施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。 ④ 原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子力施設の重要な故障等。

特定事象	原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象。
原災法第10条通報	<p>原災法第10条に規定する事象（原災法施行規則第4条による）が発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。</p> <p>（例）① 原子力発電所の境界付近で5 μSv/h の放射線量が検出される状況。</p> <p>② 排気筒、排水口その他通常時に放出が行われている場所で5 μSv/h 相当の放射性物質が検出される状況。</p> <p>③ 実用発電用原子炉の運転を制御棒の挿入により停止することができない状況。</p>
原災法第15条通報	<p>原災法第15条に規定する事象（原災法施行規則第6条による）が発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。</p> <p>（例）① 原子力事業所または関係都道府県の放射線測定設備により、500 μSv/h を検出。</p> <p>② 排気筒など通常放出場所、管理区域以外の場所、輸送容器から1 m以上離れた地点で、それぞれ通報事象の100倍の数値を検出。</p> <p>③ 臨界事故の発生。</p>
避難所	被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。
避難経由所	広域避難者を適切な避難所に誘導するために避難所の前に向かう目的地であって、避難者への情報提供等の機能を有する施設。
屋内退避	自宅等に待機し、万が一放射性物質の放出があったとしても屋内に留まることで被ばくを避けることを目的として実施するもの。
安全協定	<p>原子力事業者と、立地道府県・市町村、隣接市町村等が住民の安全確保を目的に結ぶ紳士協定。</p> <p>主な内容に、異常時における情報の迅速な連絡・通報、地方自治体による立入り調査・措置要求等があり、協定ごとに含まれる内容は異なる。</p> <p>（県内の事例）</p> <p>○新潟県・柏崎市・刈羽村・東京電力（昭和58年10月28日締結）</p> <p>○28市町村（立地市村を除く）・東京電力（平成25年1月9日締結）</p>
原子力災害対策指針	<p>原災法第6条の2第1項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために、原子力規制委員会が定めるもの。</p> <p>国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするため、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するため</p>

	に、専門的・技術的事項等について定めるもの。
EAL Emergency Action Level (緊急時活動レベル)	<p>初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準は、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態で評価する緊急時活動レベル(EAL)として設定する。</p> <p>EALの具体的内容については、原子力規制委員会において検討し、原子力防災対策指針に記載される。</p>
OIL Operational Intervention Level (運用上の介入レベル)	<p>環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準は、放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する運用上の介入レベル(OIL)として設定する。</p> <p>OILの具体的水準については、原子力規制委員会において検討し、原子力災害対策指針に記載される。</p>
緊急事態応急対策	<p>原災法第26条第1項第1号から第8号に示される事項で、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策。</p> <p>(緊急事態応急対策の例:放射線量の測定、被災者の救難、交通の規制、緊急輸送の確保、放射性物質による汚染の除去等)</p>

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原子力災害対策特別措置法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定める。

第2節 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子力防災要因の現況等の届出

担当部署	消防本部
------	------

1 基本方針

- (1) 原子力事業者は、原災法第7条第2項に基づき、原子力事業者防災業務計画を作成または修正しようとするときは、当該計画を作成または修正しようとする日の60日前までに県及び関係市町村に協議しなければならないこととされている。市は、県及び原子力事業者からについて、県から意見聴取を受けた時は、糸魚川市地域防災計画との整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。
- (2) 原子力事業者は、原災法に基づき、原子力防災要因の現況等の届出について、県に届け出ることとされている。
市は、県を通じ、情報の共有に努めるものとする。

2 主な取組

- (1) 原子力事業者が作成または修正しようとする原子力事業者防災業務計画に対する意見の回答
- (2) 原子力事業者が県に届け出た原子力防災要員の現況等届け出の写しの受領

第3節 安全協定の適切な運用

担当部署	消防本部
------	------

1 基本方針

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定（以下「安全協定」という。）に基づき、柏崎刈羽原子力発電所の情報収集に努め、迅速な初動により住民の安全と安心の確保に努める。

なお、北陸電力株式会社志賀原子力発電所とは、安全協定の締結には至っていないが、原子力規制庁や新潟県を通じて適宜情報を入手し、住民の安全と安心の確保に努める。

2 主な取組

- (1) 原子力事業者からの通報連絡の受入

3 それぞれの役割

- (1) 市の役割

- ① 原子力事業者からの通報連絡の受入

発電所の安全監視体制の強化、原子力災害発生時における初動の迅速化を図るため、発電所施設内での日常のトラブルや異常時の通報連絡を受ける。

第4節 原子力防災専門官との連携

担当部署	消防本部
------	------

1 基本方針

国の原子力防災専門官と密接に連絡調整を図り、実効性のある原子力防災体制を確保するものとする。

2 主な取組

(1) 平常時からの原子力防災専門官との連絡調整

3 それぞれの役割

(1) 市の役割

市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設として「柏崎刈羽原子力防災センター」（以下「原子力防災センター」という。）の活用、住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等について、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

担当部署	消防本部
------	------

1 基本方針

原子力災害時には、一地域の防災関係機関だけでは対応できない事態が想定されるため、応急対策等が実施できるよう、関係機関及び民間事業者等と平常時から連携を図る。

2 主な取組

- (1) 関係機関、民間事業者等との連携強化
- (2) 応急・復旧活動に必要な資機材の確保
- (3) 公共用地、国有財産の有効活用
- (4) 放射性物質の除染に関する資料の収集・整備

3 それぞれの役割

(1) 市の役割

① 関係機関、民間事業者等との連携強化

市は、平常時から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送、放射能測定等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

② 応急・復旧活動に必要な資機材の確保

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

③ 市は、災害応急対策に従事する職員の安全を確保するための放射線防護資機材を整備する。また、災害時における避難誘導及び立入禁止等の防護対策活動を実施するための資機材も合わせて整備する。

④ 公共用地、国有財産の有効活用

市は、避難場所、避難施設、備蓄等の防災に関する諸活動の推進にあたり、市有地の有効活用を図るとともに、市内の県有・国有財産についても有効活用できるよう、国、県に対し協力を要請する。

⑤ 放射性物質の除染に関する資料の収集・整備

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

担当部署	総務課 ◎消防本部
------	-----------

1 基本方針

県、国、市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害が発生した場合に、原子力防災に関する情報の収集・共有及び連絡を相互にかつ円滑に行うため、必要な体制等を整備する。

2 主な取組

- (1) 情報の収集・連絡体制の整備
- (2) 情報の分析整理
- (3) 通信手段・経路の多様化

3 それぞれの役割

(1) 市の役割

① 情報の収集・連絡体制の整備

ア 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考に情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

- (ア) 事業者からの連絡を受信する窓口（安全協定に基づく夜間・休日等の勤務時間外への対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- (イ) 防護対策に関する社会的状況把握のための情報収集先
- (ウ) 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位付）を含む。）
- (エ) 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外への対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

イ 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

ウ 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、職員を派遣できる体制の整備を図るものとする。

エ 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

オ 多様な通信の活用

市は、関係機関と連携し、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等の多様な通信手段の活用体制の整備に努める。

カ 関係機関等から意見聴取等ができる仕組の構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組の構築に努めるものとする。

② 情報の分析整理

ア 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努めるものとする。

イ 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

ウ 防災対策上必要とする資料

市は、国、県及び原子力事業者と連携して応急対策を的確に実施するため、人口や世帯数などの社会環境に関する基礎的情報等の資料や原災法に基づき原子力事業者が作成する原子力事業者防災業務計画など、防災対策上必要とする資料を整備しておくものとする。

③ 通信手段・経路の多様化

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、衛星通信手段及び非常用電源の確保、災害に強い伝送路の構築など、これまで整備を進めてきた設備、資機材等の適切な管理を行うほか、引き続き必要な緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備に努めるとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前に調整するものとする。

(2) 県の役割

① 県と関係機関相互の情報収集・連絡体制

原災法第15条事象等の即時避難を要する事象（以下「即時避難事象等」という。）が発生した場合に、原子力事業者から、直ちに通報を受けることができる体制を整備する。

なお、県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、市町村、その他防災関係機関及び原子力事業者との間において、平常時からの情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

② 専用回線網等の整備

原子力防災センター、即時避難区域（PAZ）市村及び避難準備区域（UPZ）市町、原子力事業者及び防災関係機関との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線及び衛星回線等の整備・維持に努める。

また、県、国、関係市町村及び原子力防災センター間を相互に接続するテレビ会議システム等の原子力防災ネットワークシステムを整備・維持するとともに、対象市町村の拡大によるネットワークの拡充に努める。

(3) 原子力事業者の役割

① 原子力事業者の情報の収集及び通報・連絡体制

原子力事業者は、即時避難事象等が発生した場合に、直ちに、国、県及び市町村に通

報する体制を整備する。

なお、即時避難事象等及び避難・屋内退避等の判断基準は、国及び原子力事業者が定めるところによる。

原子力事業者は、平常時から原子力防災に関する情報の収集及び通報・連絡を確実にを行うため、必要な体制の整備を図る。

また、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に県、市町村及び関係機関への通報・連絡を確実にを行うため、機器等の耐震化や多重化を含めた必要な通信手段を整備する。

(4) 北陸地方整備局（高田河川国道事務所含む）の役割

① 情報収集・連絡体制の整備

原子力災害に対し、万全を期するため、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

② 情報の分析整理

収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

③ 通信手段の確保

緊急時における通信手段について平常時よりその確保に努める。

第7節 緊急事態応急体制の整備

担当部署	総務課 環境生活課 ◎消防本部
------	-----------------

1 基本方針

原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ緊急事態応急体制の整備を図るものとする。

2 主な取組

- (1) 原子力災害警戒本部体制等の整備
- (2) 原子力災害対策本部体制等の整備
- (3) 防災関係機関等との連携体制の強化等

3 それぞれの役割

(1) 市の役割

① 原子力災害警戒本部体制等の整備

市は、本計画第3章第3節の第1配備の基準に達した場合に、副市長を本部長とし、原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を迅速・的確に設置・運営するため、警戒本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

② 原子力災害対策本部体制等の整備

ア 市は、第3章第3節の第2配備の基準に達した場合に、市長を本部長とし、原子力災害対策本部（以下「対策本部」という。）を迅速・的確に設置・運営するため、対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

イ 市は、現地対策本部についても同様の準備を行う。

ウ 市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者（市長）への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

③ 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

④ 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

⑤ 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結により、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

⑥ 自衛隊との連携体制

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請を迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手

順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求する。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておくものとする。

⑦ 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）場所等の確保等に関し、応援要請等の支援に関する協定を締結するなど、市町村間の広域的な応援協力体制の拡充・強化を図る。

⑧ モニタリング体制等

市は、緊急時モニタリングセンターの実施する緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）において、要員の派遣等の協力を行うための体制を整備するものとする。

なお、市は、平常時から市内の空間放射線測定を実施し、その結果を公表するとともに、緊急時には、校庭、公園、側溝及び通学路等の住民生活に身近な場所のモニタリングを行う体制を整備している。

⑨ 専門家の派遣要請

市は、原子力事業者より警戒事象又は特定事象の発生の通報を受けた場合、速やかに専門的知識を有する者による情報の分析が得られる体制を整備するとともに、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

⑩ 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

(2) 県の役割

① 避難住民の受入可能市町村との調整

市町村の区域を越えて避難する住民の受入れが可能な市町村（以下「受入可能市町村」という。）との調整のほか、市町村による放射線、放射性物質濃度の測定等の支援、原子力防災訓練での連携等、平常時から市町村と緊密な連携を図る。

また、広域避難所の選定、市町村の避難計画立案支援等、避難指示を出した市町村（以下「避難市町村」という。）と受入可能市町村間の連携や協力体制を支援する。

② 原子力防災センターの整備、維持・管理、活用

ア 国、市町村及び原子力事業者等と協力して、それぞれの役割と責任に応じて、原子力防災センターの施設、設備、備え付けの防護資機材及び資料等について適切に整備、維持・管理を行う。

イ 原子力防災センターを地域における原子力防災の拠点として、平常時から防災業務関係者の研修及び訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用する。

③ 広域的相互応援体制の整備

ア 県及び防災関係機関は、他地域からの応援または他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整備するとともに、受入体制の整備を図る。

イ 原子力発電関係団体協議会で締結している「原子力災害時の相互応援に関する協定」のほか、都道府県間及び防災関係機関と締結している相互応援協定等を、原子力災害時においても活用する。

④ 緊急時モニタリング体制等の整備

県は、原子力災害により発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定の結果を防護措置の実施の判断等に活用

できるように、緊急時モニタリング体制の整備及び適切な制度の測定能力の維持に努める。

なお、併せて、広域に渡るモニタリングを機動的に展開するため、国、市町村、指定行政機関、指定公共機関、原子力事業者等との連携体制を確立する。

ア 平常時環境放射線モニタリング

緊急時における発電所からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点で、平常時から県内全域における環境放射線モニタリングを実施し、その結果をホームページで速やかに公表する。

イ 緊急時モニタリング等実施要領の策定

原子力災害時における緊急時モニタリングの迅速かつ的確な実施を確保するため、原子力規制委員会が定める指針に基づき、緊急時モニタリング等の実施要領を策定するとともに随時改定する。

ウ モニタリング設備・機器の整備・維持

平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに、その操作を習熟する。

エ モニタリング要員の確保

緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員をあらかじめ定めておくとともに、これらのモニタリング要員に対して、定期的に講習会に出席させるなど、緊急時モニタリングに必要な知識を習得する。

オ 市町村、関係機関との協力体制の整備

空中及び海上を含めた緊急時モニタリングに関し、国、市町村、原子力事業者のほか、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「モニタリング関係機関」という。）と観測データの共有や公表方法など平常時より緊密な協力体制を整備する。また、国、指定公共機関及び原子力事業者から派遣される緊急時モニタリング要員等の受け入れ体制及び役割分担について整備する。

カ 放射性物質拡散予測計算システムの整備・維持

国、原子力事業者と協力し、平常時から放射性物質拡散予測計算システム等と環境放射線テレメータシステムとを接続するなど情報伝達のネットワークを整備・維持する。

(3) 原子力事業者の役割

① 原子力事業者の緊急時モニタリング体制等の整備

原子力事業者は、県が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるようモニタリング要員の派遣や緊急時モニタリング設備、機器等の貸与等に必要な体制を整備する。

② 原子力事業者の環境放射線モニタリング体制と情報共有

また、原子力事業者は、発電所敷地境界に設置するモニタリングポスト等のほか、排気筒モニター、海水モニター、気象データ、ガンマ線・中性子線用可搬型測定機器、空間放射線積算線量計、ダストサンプラー、ヨウ素サンプラー等必要な環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに県に対し、平常時から観測しているモニタリングポスト、排気塔モニター、海水モニター及び気象データを提供する。

(4) 北陸地方整備局（高田河川国道事務所含む）の役割

① 関係機関との連携

防災関係機関相互の連絡体制を強化するため、応急活動及び復旧活動に関し、平常時より関係機関における連携を強化する。

② 緊急輸送活動に支援体制

緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため被害状況の把握装置や情報板などの整備を行い、道路管理の充実を図るものとする。

第8節 屋内退避・避難体制の整備

担当部署	総務課 市民課 環境生活課 福祉事務所 教育委員会 ◎消防本部 施設所管部署
------	---

1 基本方針

即時避難区域（P A Z）など緊急性の高い区域から段階的に市町村の区域を越えた広域避難が行われることになるため、迅速・円滑な避難受け入れができるよう屋内退避・避難受け入れ体制の整備を図る。

また、県、国、及び防災関係機関と連携し、円滑に避難等の対応を実施することができるよう、的確に情報を共有できる体制を整備する。

2 主な取組

- (1) 屋内退避・避難計画の作成
- (2) 屋内退避所、避難所等の確保・調整
- (3) 避難誘導・移動体制等の整備・支援
- (4) 避難方法等の周知、被災者への情報伝達方法の整備

3 それぞれの役割

(1) 市の役割

① 屋内退避・避難計画の作成

市は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避・避難計画を作成するものとする。

ア 避難の優先順位と広域調整

避難は、即時避難区域（P A Z）及び避難準備区域（U P Z）の住民避難が先行して行われるため、その円滑な避難が実施できるよう配慮し、まずは屋内退避を行い、その後、計測可能な判断基準に基づき計画的かつ広域的な避難を実施することを基本とする。

なお、市の境界を越えた広域の避難計画の策定は、国及び県が中心となって市町村間の調整を図るものとする。

イ 計画作成にあたって考慮すべき事項

屋内退避及び避難に係る住民への指示、屋内退避所や広域避難にあたっての避難経路所、移動手段の手配、避難先、その他必要な事項及び手順等について、事象の進展や風向きなどの気象条件を考慮して作成するものとする。

広域避難の避難先については、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。

その他、避難計画の具体的な内容は、原子力災害対策指針及び県が示す広域避難の行動指針によるものとする。

② 屋内退避所、避難所等の確保・調整

ア 自宅等以外での屋内退避が必要となる場合に備え、市指定避難所を屋内退避所として指定する。

イ 自主避難者の受入を想定する場合は、市指定避難所の中から受入施設を指定する。

ウ 広域避難の避難先の確保については、国及び県が中心に行うこととされているが、不測の事態に備え、県外の災害時相互応援協定を締結している市町村に加え、国及び県の協力のもと、広域避難に係る新たな協定の締結を推進するなど、広域避難体制を整備する。

エ 糸魚川市役所および各事務所が避難対象地域に含まれることとなる場合に備え、県の支援を受けて、受入可能市町村と調整し、行政拠点の移転場所の候補地をあらかじめ選定する。

オ 市は、あらかじめ施設管理者の同意を得て避難所として指定した施設について、必要に応じ、原子力災害に備えた機能や、衛生管理等避難・退避生活に係る環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、その耐震化を図る。併せて、男女の視点の違いや、要配慮者のニーズについても十分に配慮する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

カ 市町村は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

③ 避難誘導、移動手段等の確保

ア 市は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の確保に努めるものとする。

イ 住民避難に当たっては、主に自家用車の利用を考慮しながら、バス、鉄道、船舶等の避難手段を確保するため、関係機関と適切に調整を図るものとする。

ウ 県、北陸地方整備局、東日本高速道路株式会社等の道路管理者から情報提供を受け、適切な避難経路の把握に努める。

④ 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

⑤ 応急仮設住宅等の整備

市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

⑥ 要配慮者等の支援体制の整備

ア 市は、県の協力のもと、要配慮者等及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について充分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

(ア) 要配慮者等及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時から、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら、要配慮者等に関する情報を把握し、関係者との共有に努める。

(イ) 要配慮者等及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。

(ウ) 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に一層努める。

イ 平常時から、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者等に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。

⑦ 学校等施設における避難誘導體制等の整備促進

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、原子力災害発生時における幼稚園・保育園等の施設と市及び施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

また、県と連携し、学校等が保護者との間で、原子力災害発生時における園児、児

童、生徒（以下「生徒等」という。）の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう学校等施設管理者に促すものとする。

⑧ 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

⑨ 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するため、警察、消防等の防災関係機関とあらかじめ必要な体制を整備する。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所等以外に避難をする場合があることに留意し、市が指定した避難所等以外に避難をした場合には、市の対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

⑩ 屋内退避・避難の住民等への事前周知

ア 原子力災害発生後の経過に応じて、住民、在勤・在学者、観光客、地域外からの応急対応応援者及び仕事等での一時滞在者等（以下「一時滞在者等」という。）へ提供すべき情報の種別、周知方法及び問い合わせ先について、県と連携してあらかじめ整理・準備する。

イ 屋内退避や避難の方法、屋内退避所の場所、避難の際の集合場所、避難先、避難経路などについて、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

⑪ 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

市は、県の支援のもと、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

(2) 県の役割

① 避難に係る計画の作成支援

国及び原子力事業者の協力のもと、避難、屋内退避に係る基本的な考え方を示すとともに、市町村の屋内退避・避難計画の作成を支援する。

② 避難所の確保・調整

ア 市町村の区域を越えて避難が必要となる場合に備え、県内市町村と協議し、受入可能市町村が、即時避難域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）市町村ごとに複数となるよう調整するとともに、避難施設の選定を行う。

なお、複合災害での被害が甚大で県内市町村での避難者の受入れが困難と見込まれる場合を想定し、国の協力のもと、避難の受入れに関する事項について、近隣県と調整のうえ、避難施設を選定する。

イ 県は、ホテルや旅館等の避難所としての活用について、業界団体に対し、協力依頼を行う。

ウ 県は、新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平常時から市町村と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

③ 代替の避難手段の確保

公益社団法人新潟県バス協会、東日本旅客鉄道株式会社、海上運送事業者、（一社）新潟県トラック協会等（以下「交通・鉄道・運送事業者」という。）の協力を得て、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）市町村に対し、代替の避難手段の確保について、必要な協力や調整を行う。

④ 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

国及び市町村と協力し、住民の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の確保を図る。

⑤ 要配慮者等の避難・屋内退避体制の整備

ア 当市全域は、放射線量監視地域（UPZ外）に該当するが、事態の進展や風向、気象条件等の不測の事態に備え、避難準備区域（UPZ）内の屋内退避・避難の考え方に準じ、あらかじめ要配慮者避難支援体制を整備する。

イ 県は、屋内退避所・避難所における要配慮者等の健康状態の把握及びケアが適切に行われるよう、即時避難区域（PAZ）、避難準備区域（UPZ）及び放射線量監視地域（UPZ外）内市町村、広域避難受入可能市町村、防災関係機関及び福祉関係団体等と協力し、福祉避難所の確保を含め、あらかじめ体制を整備する。

⑥ 屋内退避・避難の住民等への事前周知

県は、市町村に対し、即時避難区域（PAZ）、避難準備区域（UPZ）及び放射線量監視地域（UPZ外）の各区域に応じて、避難やスクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。

(3) 施設管理者の役割

① 学校等施設における避難誘導體制等の整備

学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における生徒等の安全を確保するため、学校等職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するとともに、必要に応じて生徒等の避難行動についての計画及び保護者との間で生徒等の引渡しに関するルールを定めるものとする。

② 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

ア 病院等医療機関の管理者

病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての屋内退避・避難計画を作成するものとする。

イ 社会福祉施設の管理者

社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての屋内退避・避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制、近隣住民との協力体制及び保護者への安否連絡体制等に配慮した体制の整備を図るものとする。

③ 不特定多数の者が利用する施設における避難誘導體制等の整備

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じて、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

(4) 防災関係機関の役割

消防機関、自衛隊等の防災関係機関は、要配慮者等の屋内退避及び避難が困難な場合に備え、あらかじめ体制を整備する。

第9節 複合災害時対応体制の整備

担当部署	消防本部
------	------

1 基本方針

原子力災害と発電所周辺での大規模自然災害等が複合的に発生した場合（以下「複合災害時」という。）に備えて、必要な体制を整備する。

なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の体制の整備は、本節に準ずるものとする。

2 主な取組

- (1) 原子力災害応急体制等の整備
- (2) 屋内退避・避難の実施、緊急輸送活動体制等の整備
- (3) 情報の収集・連絡・伝達体制等の整備

3 それぞれの役割

(1) 市の役割

① 原子力災害応急体制の整備

ア 市は、大規模自然災害等への対応により要員及び資機材が不足する場合に備え、県と連携して広域的応援体制を整備するものとする。

イ 市は、応急対策に必要な資機材について、複合災害時にも確実に搬送できるよう、県と連携して搬送経路及び搬送手段について体制を整備するものとする。

② 緊急時モニタリングへの協力

市は、県が実施する複合災害時における緊急時モニタリング体制を整備するとともに、広域的な分散配備に努めるものとする。

③ 原子力災害医療体制への協力

市は、県が実施する複合災害時における緊急被ばく医療体制の整備に協力するものとする。

④ 屋内退避・避難実施体制の整備

ア 避難計画の整備

市は、大規模自然災害等による道路等の被災状況や放射性物質放出までの時間等を考慮し、複合災害時でも適切に避難誘導が行えるよう、県の支援のもと、計画を作成するものとする。また、広域的な避難に備え、県と他の避難市町村以外の市町村と連携し、避難所及び避難経路の設置運営方法等について、あらかじめ調整を図るなど、避難の受け入れが円滑に行われるよう、体制を整備するものとする。

イ 避難所等の設置運営

市は、県と協力し、複合災害時の避難所等の設置運営方法について、情報の提供方法を含めた住民への応急対策が的確に行われるよう体制を整備するものとする。

⑤ 緊急輸送活動体制の整備

輸送路及び輸送手段の被災に備え、海上輸送やヘリ輸送による避難がとれるよう、市は、県及び防災関係機関と必要な体制を整備するものとする。

⑥ 研修及び訓練の実施

市は、本章第15節に定める研修及び第16節に定める訓練を実施するにあたっては、複合災害時の対応についても考慮するものとする。

⑦ 情報の収集・連絡体制等の整備

複合災害時においても、国、県、その他防災関係機関及び原子力事業者との間で確実に情報の収集及び連絡を行うため、市は、必要な情報収集・連絡体制及び通信手段を整備するものとする。

⑧ 住民等への的確な情報伝達体制の整備

複合災害時においても、住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、市は、必要な体制及び設備を整備するものとする。

⑨ 原子力防災に関する知識の普及啓発

市は、県と協力し、複合災害時に住民が取るべき行動について、普及啓発活動を行うものとする。

(2) 県の役割

① 原子力災害応急体制の整備

県は、国と協力し、災害応急対応の長期化に備え、原子力防災センターの機能強化を図るものとする。

② 緊急時モニタリング体制の整備

県は、大規模自然災害等による道路等の被災、モニタリング設備・機器等の被災及びモニタリング要員の不足等に備えて、代替手段や活動等の体制を原子力規制庁の動員計画を踏まえて整備する。

③ 原子力災害医療体制の整備

ア 県は、大規模自然災害等への対応による医師及び機器等の不足に備えて、広域的応援体制の整備や、道路や搬送手段の被災に備えた搬送体制を整備するものとする。

イ 県は、複合災害時の救護所運営について、大規模自然災害等への対応と混乱が生じないよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

④ 屋内退避・避難実施体制の整備

県は、広域的な避難に備え、避難市町村以外の市町村に対し、避難の受入体制や避難所及び避難経由所の設置と運営方法等について、あらかじめ調整を図るなど、避難の受入れが円滑に行われるよう体制を整備するものとする。

⑤ 周辺住民等への的確な情報伝達体制の整備

複合災害時においても、周辺及び県内外の住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、県は、必要な体制及び設備を整備するものとする。

第10節 緊急輸送活動体制の整備

担当部署	総務課	商工観光課	農林水産課	建設課	都市政策課	◎消防本部
------	-----	-------	-------	-----	-------	-------

1 基本方針

緊急時に備え、必要な判断や助言を行う専門家等の移送や緊急物資の輸送に係る交通管理体制等を整備する。

2 主な取組

- (1) 緊急輸送路の確保体制等の整備
- (2) 緊急時の配車や要員の配置整備

3 それぞれの役割

(1) 市の役割

① 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。

② 緊急時の配車や要員の配置整備

市は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めておくよう努める。

(2) 県及び県警察の役割

① 県は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の移送や、緊急物資の輸送への協力方法、手段等（最寄りの空港、ヘリポートの場所等）についてあらかじめ定める。

② 県は、道路管理者から情報提供を受け、輸送経路を適切に把握し、緊急時の道路交通管理体制の整備に努める。

③ 県警察は、道路管理者及び関係機関と協力し、状況に即した適切な交通規制や誘導を実施できる体制を整備する。

④ 県警察は、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。

⑤ 県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努める。

⑥ 県は、国及び市町村の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、緊急輸送路、被害状況の把握装置及び道路情報板などの整備を行い、道路管理体制の充実に努める。

⑦ 県は、国及び市町村の道路管理者と協力し、積雪期や大規模自然災害時における緊急輸送活動を円滑に行うため、道路除排雪体制の強化や道路施設の耐震性の確保及び克雪施設の整備に努めるほか、必要な資機材の備蓄など緊急輸送活動体制の整備に努める。

⑧ 県は、広域にわたる物資輸送等に係る体制整備にあたって、輸送経路、手段等に関し、近隣県との間で情報共有を図る。

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関の役割

交通・鉄道・運送事業者は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めるよう努める。

第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

担当部署	健康増進課 ◎消防本部
------	-------------

1 基本方針

原子力災害が発生した場合に備え、救助・救急、医療、消火活動を円滑に実施するために必要な体制の整備を図る。

2 主な取組

- (1) 救助・救急活動用資機材の整備
- (2) 救助・救急機能の強化
- (3) 緊急被ばく医療活動体制等の整備
- (4) 物資の調達、供給活動

3 それぞれの役割

(1) 市の役割

① 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

② 救助・救急機能の強化

市は、県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

③ 原子力災害医療活動体制等の整備

ア 原子力災害医療活動体制

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、救護所の運営の支援体制の整備を図る。

また、県の協力によって原子力災害医療に関わる要員等の確保に努め、原子力災害医療に関わる要員に対して、県が行う必要な研修及び訓練に参加させるものとする。

イ 安定ヨウ素剤の配布体制

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県及び医療機関等と連携して、住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう準備しておくものとする。

(ア) 市は、独自に備蓄している安定ヨウ素剤について、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。

(イ) 市は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

(ウ) 市は、県が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。

④ 消火活動用資機材等の整備

市は、平常時から県、原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災や、原子力災害発生時の混乱期における市内の火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行う。

⑤ 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

ア 市は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

イ 市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

⑥ 物資の調達、供給活動

ア 市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

イ 市は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

なお、県と協力し、備蓄場所が避難対象地域に含まれることとなった場合の搬出場所及び配置方法をあらかじめ定めるものとする。

(2) 県の役割

① 大規模・特殊災害における救助隊の整備

県は、国と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

② 緊急被ばく医療活動体制等の整備

ア 県は、国、医療機関、防災関係機関の協力のもと、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、その他の内部被ばく低減に有効な薬剤、応急用救護用資機材、医療資機材等必要な資機材や要員を整備・維持する。

イ 県は、安定ヨウ素剤について、住民避難が広域に分散し、多数の屋内退避所や避難所が開設されるような事態も想定して、緊急時に迅速かつ適切に配布されるよう、県内各地の地域拠点への広域配備や分散備蓄の体制を整備する。

なお、緊急時に迅速かつ確実に服用できるよう、希望者への事前入手の支援等も含め、関係機関との調整を進める。

ウ 県は、市町村と協力し、必要な資機材の保管場所とともに、使用する場合の連絡体制及び配置方法をあらかじめ定める。

エ 県は、緊急被ばく医療体制についての資料を収集、整理する。

オ 県は、国、医療機関、防災関係機関と協力し、原子力災害医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、陸路及び空路による原子力災害医療派遣・搬送体制を整備・維持する。

また、原子力災害医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制を整備する。

カ 県は、国、医療機関、関係機関等と連携し、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等に対するスクリーニング及び除染を実施する体制を整備する。

キ 県は、屋内退避所及び避難所に救護所を設置し、住民に対する汚染検査、除染等を実施する体制を整備するとともに、救護所間等の情報連絡体制について必要な体制を整備する。

ク 県は、国及び市町村とともに、救護所等において心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

ケ 県は、原子力災害医療機関の拡大など、広域的な医療体制を整備するとともに、平常時より医療機関相互の連絡を密にし、各医療機関の要員及び資機材を有効に活用する。

(3) 原子力事業者の役割

① 原子力事業者による自衛消防体制等の整備

原子力事業者は、消防計画等に基づき、平常時から発電所における火災等に適切に対処するため、消防設備や自衛消防体制を整備する。

また、火災等の発生時における消防機関への迅速な通報のため、消防計画等に基づき、発電所から消防機関への通報設備を整備する。

② 原子力事業者による原子力災害医療体制整備

ア 原子力事業者は、発電所内での指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体制を整備するとともに、県、市町村、医療機関及び搬送機関等との通報連絡、放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という。）の搬送及び受入れについて必要な体制を整備する。

イ 原子力事業者は、被ばく傷病者等の応急処置及び除染を行う設備等を整備し、維持・管理し、原子力災害医療を行える体制を整備する。

(4) 医師・薬剤師の役割

安定ヨウ素剤の配布及び服用に関与する医師は、安定ヨウ素剤の配布及び服用を行う現場に立ち会い、安定ヨウ素剤を服用させてよいかどうかの判断、服用に伴う副作用発生時における応急措置や医療機関への搬送手続きなどの対応を行うものとする。

なお、緊急時における時間的制約等により、配布及び服用の現場に医師を立ち合わせることができない場合においては、薬剤師に協力を求める等の代替の配布手続き等の対応を行うものとする。

第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

担当部署	総務課 ◎消防本部
------	-----------

1 基本方針

県、国及び防災関係機関と協力し、警戒事象又は特定事象が発生した場合において、住民等に対して、事象発生後の経過等に応じた情報をわかりやすく迅速に伝達するため、必要な情報伝達体制及び設備を整備する。

2 主な取組

- (1) 住民等への事象発生後の経過等に応じた情報伝達
- (2) 住民相談窓口の設置等
- (3) 情報伝達体制・手段の整備

3 市の役割

- (1) 住民等への事象発生後の経過等に応じた情報伝達
市は、国及び県と連携し、警戒事象又は特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、危険回避のための情報を含め、災害対応の段階や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。
- (2) 住民相談窓口の設置等
市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- (3) 情報伝達体制・手段の整備
 - ① 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、自主防災組織、関係機関等の協力を得ながら情報伝達体制の整備に努める。
 - ② 市は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、CATV、広報車両等の広報施設及び機器等の整備やコミュニティ放送、ソーシャルメディア等の活用による情報の伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、伝達方法、提供すべき情報の内容及び住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定める等必要な体制を整備する。

第13節 行政機関の業務継続計画の策定

担当部署	全部署	◎総務課
------	-----	------

1 基本方針

原子力災害によって、市役所庁舎及び各事務所の所在地が避難指示等を受ける地域に含まれた場合に備え、退避先及び継続すべき業務事項を整理する。

なお、原子力災害時において、市役所庁舎及び各事務所の所在地が避難指示等を受ける地域に含まれない場合の継続すべき業務については、本節及び震災対策編 第2章「第32節 行政機関等の業務継続計画」に準ずるものとする。

2 主な取組

- (1) 業務継続計画（BCP）の策定等による業務継続性の確保
- (2) 実効性ある業務継続体制の確保

3 それぞれの役割

(1) 市の役割

① 業務継続計画（BCP）の策定等による業務継続性の確保

市役所庁舎及び各事務所の所在地が避難指示等を受けた地域に含まれた場合に備え、県が調整した受入市町村と具体的に調整し、行政機能の移転候補施設を選定する。あわせて、移転先において優先度の高い業務を継続するため、業務継続計画を策定するものとする。

② 実効性ある業務継続体制の確保

実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第14節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

担当部署	環境生活課 教育委員会 ◎消防本部
------	-------------------

1 基本方針

原子力災害が発生した場合に備え、住民、在勤者等が適切に行動できるよう、平常時から、県や原子力事業者と協力して災害時にとるべき行動や情報収集の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

2 主な取組

- (1) 原子力防災に関する知識の普及と啓発
- (2) 教育機関における原子力防災教育の充実

3 それぞれの役割

(1) 市の役割

① 原子力防災に関する知識の普及と啓発

市は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること。

イ 原子力施設（発電所）の概要に関すること。

ウ 原子力災害とその特性に関すること。

エ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。

オ 緊急時に、市、国及び県等が講ずる対策の内容に関すること。

カ 集合場所及び避難経路に関すること。

キ 屋内退避所、避難所に関すること。

ク 要配慮者等への支援に関すること。

ケ 緊急時にとるべき行動。

コ 避難所での運営管理、行動等に関すること。

② 教育機関における原子力防災教育の充実

市は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、原子力防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(2) 県の役割

① 教育機関における普及啓発

県教育委員会は市町村教育委員会及び県立学校長に対し、教職員及び児童・生徒が原子力災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、災害時において適切な行動ができるように、原子力防災に関する教育の充実に努めるよう指導するとともに、私立学校、私立専修・各種学校及び大学に対しても、原子力防災に関する教育の充実に努めるよう指導・助言する。

第15節 防災業務関係者の人材育成

担当部署	◎総務課 環境生活課 健康増進課 消防本部
------	-----------------------

1 基本方針

原子力災害が発生した場合に原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者の人材育成に努め、災害対策の円滑な実施を図る。

2 主な取組

(1) 原子力防災に関する研修による防災業務関係者の人材育成

3 それぞれの役割

(1) 市の役割

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。

また、国及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施するものとする。さらに、研修の成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえた研修内容の充実を図るものとする。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること。
- ② 原子力施設（発電所）の概要に関すること。
- ③ 原子力災害とその特性に関すること。
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ⑤ 緊急時モニタリング調査の実施方法、機器及びモニタリングにおける気象予測や大気中拡散予測の活用に関すること。
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備、機材及びその操作に関すること。
- ⑦ 緊急時に市、国及び県等が講ずる対策の内容に関すること。
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑨ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること。
- ⑩ 緊急時の広報に関すること。
- ⑪ その他緊急時対応に関すること。

(2) 県の役割

① 国等が実施する研修機会の確保

県は、国、独国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、公益財団法人原子力安全技術センター、独立行政法人日本原子力研究開発機構等の研修課程を有効に活用し、防災業務関係者の研修機会を確保する。

② 県による研修の実施

県は、原子力災害時の対応能力の向上を図るため、主に県・市町村職員、教職員を対象に、原子力防災に関する研修の機会を確保する。

また、原子力防災に知見を有する学識経験者、研究者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

(3) 原子力事業者の役割

① 原子力事業者の研修計画

原子力事業者は、原子力防災組織の構成員に対し、原子力防災に関する資質の向上を図るための研修を行う。

また、消防計画等に基づき、発電所の従業員等関係者に対する火災予防教育を行うとともに、定期的に消防機関と連携した実践的な消防訓練を実施する。

第16節 防災訓練等の実施

担当部署	全部署 ◎消防本部
------	-----------

1 基本方針

国、県、その他防災関係機関及び原子力事業者と協力し、原子力防災に関する協力及び防災体制の確立並びに関係職員の防災技術の向上と防災意識の高揚を図る。

2 主な取組

- (1) 訓練計画の策定及び訓練の実施
- (2) 実践的な訓練の工夫と事後評価の実施

3 それぞれの役割

(1) 市の役割

① 訓練計画の策定

ア 市は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、次のような防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行うものとする。

- (ア) 原子力災害対策本部等の設置運営訓練
- (イ) 緊急時通信連絡訓練
- (ウ) 緊急時モニタリング訓練
- (エ) 気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練
- (オ) 原子力災害医療訓練
- (カ) 住民に対する情報伝達訓練
- (キ) 住民等の屋内退避・避難訓練
- (ク) 消防活動訓練・人命救助活動訓練
- (ケ) その他必要と認める訓練

イ 市は、内閣府及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、本市が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等の市が行うべき防災対策、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

② 訓練の実施

ア 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

イ 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて、必要に応じ住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

③ 実践的な訓練の工夫と事後評価の実施

市は、訓練の実施にあたっては、国、県、原子力事業者等関係機関の協力を得て、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。

また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後は、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにするとともに、必要に応じ、マニュアルの作成、改訂に活用するなど、原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

(2) 県の役割

① 訓練計画の策定及び訓練の実施

県は、国、市町村、その他防災関係機関及び原子力事業者と協力し、原子力防災に関する協力及び防災体制の確立並びに関係職員の防災技術の向上を図り、併せて防災意識の高揚を図るため、次に掲げる訓練を要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。

- ア 原子力災害対策本部等の設置運営訓練
- イ 原子力防災センターへの参集、運営訓練
- ウ 緊急時通信連絡訓練
- エ 緊急時環境放射線モニタリング訓練
- オ 原子力災害医療訓練
- カ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- キ 周辺住民、企業、病院等の避難訓練
- ク 自衛隊災害派遣運用訓練
- ケ 避難所等運営訓練
- コ 交通対策等措置訓練
- サ 大規模自然災害等発生時の対応訓練
- シ その他必要と認める訓練

② 国の総合的な原子力防災訓練への参画

県、市町村、その他防災関係機関及び原子力事業者は、原災法第13条に基づく国の総合的な防災訓練の対象となったときは、訓練の実施計画の作成及び訓練の実施に共同して参画する。

③ 市の原子力防災訓練への協力

県は、市が住民に対する情報伝達訓練や住民避難訓練を実施する場合は、市の求めに応じ協力する。

(3) 原子力事業者の役割

① 原子力事業者が実施する訓練

原子力事業者は、複合災害や夜間の事故発生を想定した訓練等、実効性の高い防災訓練を計画・実施する。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、原子力事業者から警戒事象及び特定事象の通報があった場合の対応、また、原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときには、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

担当部署	総務課 ◎消防本部
------	-----------

1 基本方針

原子力災害が発生した場合において、応急対策活動に資するため、迅速かつ的確に情報の収集・連絡を行う。

2 業務の体系

- 警戒事象又は特定事象の発生情報等の通報連絡
- ↓
- 応急対策活動情報の連絡
- ↓
- 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

3 業務の内容

(1) 警戒事態発生時の連絡等

① 原子力事業者の通報・連絡

ア 原子力事業者は、最初の通報を行った後、事故の経過、対策の実施状況等について速やかに、また定期的に国、県、市町村及びその他必要な機関に連絡する。

イ 警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断された場合は、原子力規制委員会及び内閣府は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「国の事故警戒本部」という。）及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置する。

また、原子力規制委員会は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び重点区域を含む市町村に対し情報提供を行うこととされている。

ウ 国の事故警戒本部は、重点区域を含む市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。

さらに、即時避難区域（PAZ）を含む市村に対して、原子力事業所の被害状況に応じて、原災指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとされている。

この際併せて、気象情報を提供することとされている。

エ 県は、事故発生の通報、又は放射線監視における異常検知の報告を受けたときは、必要に応じ、職員を発電所へ派遣する。

派遣された職員は、現地状況の確認調査を行うとともに、放射性物質の放出状況又は放出予測等応急対策を講ずる上で必要な情報の収集に努め、逐次速やかに県へ状況を報告する。

オ 原子力事業者は、通報の内容について、報道機関に対し、速やかに広報するとともに、その後の事故の状況等についても定期的に広報する。

カ 県は、国、市町村及び防災関係機関と相互に協力し、通報の内容、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について、県民及び報道機関に対し、速やかに広報を行うとともに、その後も定期的に広報する。

キ 県は、国、市町村及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

② 施設敷地緊急事態発生時の連絡等

ア 発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県警察、市町村、柏崎警察署、柏崎市消防本部、新潟海上保安部及び原子力防災専門官等に同時に事象発生の情報等をファクシミリで送付することとされている（原災法第10条に基づく通報）。さらに、直ちに県を含む主要な機関に対してはその着信を確認することとされている。

イ 国は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「国の事故対策本部」という。）及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部（以下「国の事故現地対策本部」という。）を設置する。

ウ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について国の事故対策本部内に情報を共有する。国の事故対策本部は、県をはじめ、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）を含む市町村及び県警察に連絡することとされている。

エ 国の事故対策本部は、即時避難区域（PAZ）を含む市町村に対して、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の要望的防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を、避難準備区域（UPZ）を含む市町村に対しては、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請する。また、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対して、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。

オ 県及び重点区域を含む市町村等が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するにあたり、次の事項について、国の事故警戒本部等において、要請内容の判断のため県及び重点区域を含む市町村等より事前の状況把握を行うとともに、要請後においても、国の事故対策本部と県及び重点区域を含む市町村等は、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県と国及び重点区域を含む市町村等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

カ 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに国の事故対策本部へ連絡することとされている。

キ 国の事故対策本部より連絡を受けた国の事故現地対策本部は、県および重点区域を含む市町村に対して情報提供を行うとともに、今後の情報に注意するよう住民等への注意喚起を行うよう要請する。

ク 県は、原子力防災管理者、国の事故対策本部及び国の現地事故対策本部から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、関係する防災関係機関に連絡

するとともに、防災無線の一斉通報FAX等により、市町村及び消防本部に通報する。

- ・ 即時避難区域（PAZ）を含む市村と同様の情報を、即時避難区域（PAZ）を含む市村を除く市町村に連絡

- ・ 即時避難区域（PAZ）を含む市村を除く市町村に連絡する際には、即時避難区域（PAZ）の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を伝達

ケ 原子力利用省庁である経済産業省は、副大臣（又は大臣政務官）及び必要な職員を県庁舎等に派遣するものとされている。

コ 原子力事業者は、施設敷地緊急事態の発生後、速やかに原子力防災センターへの原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

サ 気象庁は、気象情報を原子力防災センター等に連絡するものとされている。

③ 通報がない場合の連絡

ア 県は、発電所周辺的环境放射線モニタリングにより、原災法第10条に基づく通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するとともに、原子力事業者を確認を行う。

イ 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県は、その結果について速やかに連絡を受ける。

④ 全面緊急事態における連絡等

ア 原子力防災管理者は、全面緊急事態が発生した場合、県、市町村及び国に、直ちに通報する。

イ 上記アの通報を受けた場合の県の連絡については、②クに定めるところによる。

ウ 国の事故対策本部は、官邸（内閣官房）に原子力緊急事態宣言案並びに知事及び関係市町村長に対する原災法第15条第3項に基づく指示案を送付するとともに、当該指示案を知事及び関係市町村長に伝達することとされている。

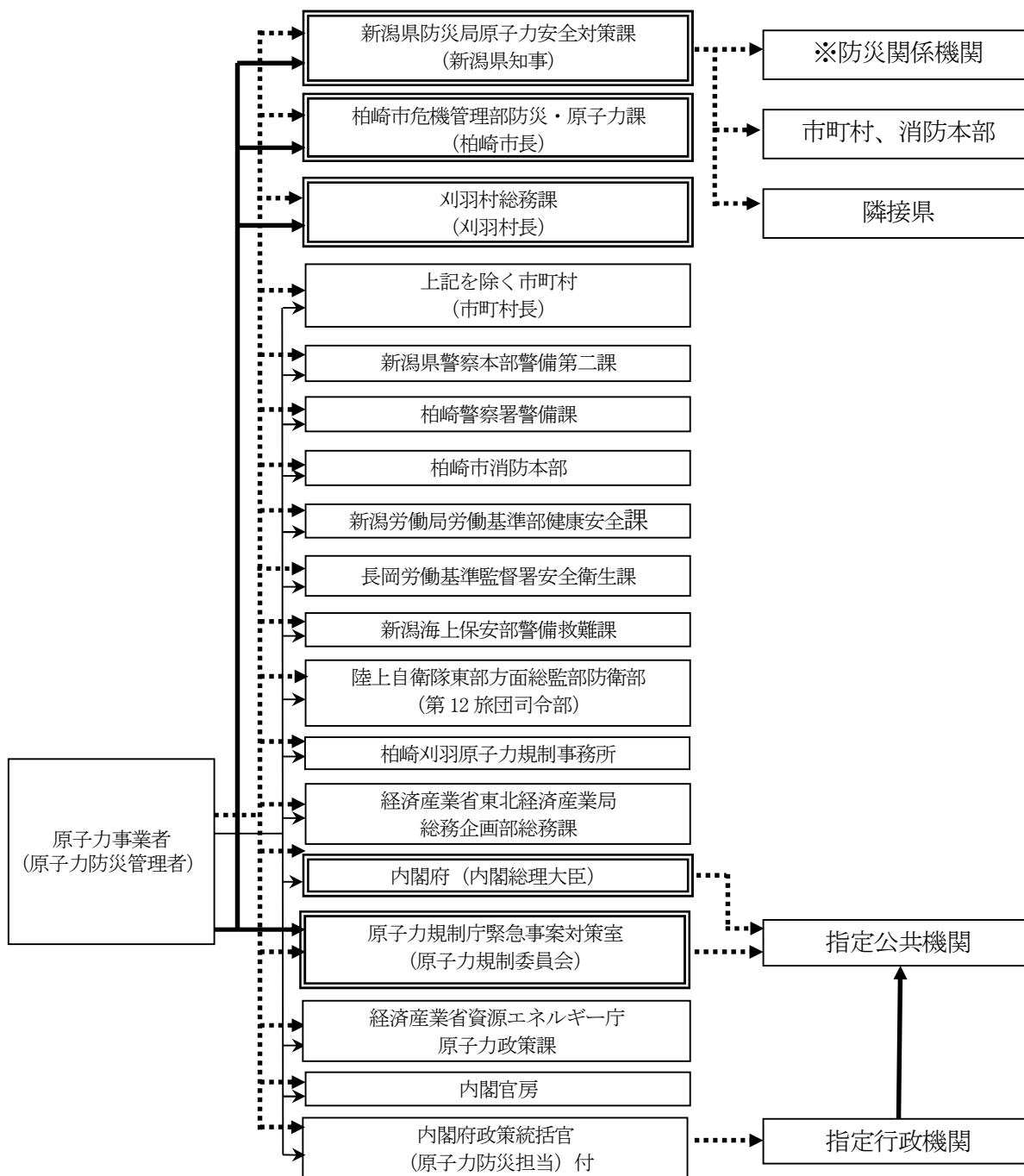
エ 県及び重点区域を含む市町村等が全面緊急事態における防護措置を実施するにあたり、次の事項について、国の事故対策本部等において、指示内容の判断のため県及び重点区域を含む市町村等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県と国及び重点区域を含む市町村等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・ 即時避難区域（PAZ）内の避難者の数及び避難の方針
- ・ 避難準備区域（UPZ）内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
- ・ 避難ルート、避難先の概要
- ・ 移動手段の確保見込み
- ・ その他必要な事項

オ 全面緊急事態を受けて設置された国の原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断したことを直ちに指定行政機関、関係省庁、県及び重点区域を含む市町村に連絡を行うこととされている。

原災法第10条第1項、東京電力(株)と市町村との安全協定等に基づく通報経路

【発電所内での事象発生時の通報経路】



- : 電話によるファクシミリ着信の確認
- - - : ファクシミリによる送信 (ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡)
- : 電話等による連絡

※防災関係機関 : 第1章第6節に掲げる表中の「指定地方行政機関」・「自衛隊」
 ・「指定公共機関」・「指定地方公共機関」・「その他の公共機関」

(2) 応急対策活動情報等の連絡

① 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 原子力事業者は、県、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県警察、即時避難区域（P A Z）を含む市村、柏崎警察署、柏崎市消防本部、新潟海上保安部及び原子力防災専門官等（関係省庁事故対策連絡会議、現地事故対策連絡会議が設置された場合においては当該会議を含む。）に対し、発電所の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況、事故対策本部設置の状況及び被害の状況等について定期的に文書により連絡する。また、原子力事業者は、上記以外の市町村に対し、安全協定に基づき、定期的に文書により状況を連絡することとされている。

イ 県は、国（原子力防災専門官を含む。）、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び市町村とともに、現地事故対策連絡会議等を通じて、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

② 原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 県は、国の現地対策本部、重点区域を含む市町村、指定公共機関、指定地方行政機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、原子力防災センター等に設置される原子力災害合同対策協議会において、発電所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

イ 県は、原子力防災センターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。

ウ 気象庁は、気象情報を原子力防災センター等に連絡するものとされている。

(3) 通信の確保等

① 原子力事業者から通報があったときは、県、市町村及び防災関係機関は、直ちに情報連絡のための通信手段を確保する。

② 県は、必要に応じ、電気通信事業者に対して県、市町村及び防災関係機関の重要通信の確保を要請する。また、要請を受けた電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

③ 国の原子力災害対策本部は、県、重点区域を含む市町村及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール等多様な通信手段を用いて、国の原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達することとされており、県は伝達された内容を市町村及び消防本部に連絡する。

(4) 一般回線が使用できない場合の対処

県は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線及び防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

(3) 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

県は、緊急時において、空間放射線量、大気中放射性ヨウ素濃度の測定結果、放射性物質又は放射線の放出情報、気象情報等に基づき、住民が受ける可能性のある実効線量の予測を迅速に行い、屋内退避や飲食物の摂取制限等、各種防護対策への必要な環境情報を的確に提供し、住民の安全確保を図る。

市は、県や原子力防災センターを通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限など各種防護対策に必要なモニタリング情報や気象情報等の迅速な把握に努める。

① 緊急時モニタリング等の態勢

県は、放射性物質又は放射線の影響を把握するため、緊急時モニタリングセンターに参画し、モニタリング要員やモニタリング設備・機器等の配置の強化を図り、県が定め

る「新潟県緊急時モニタリング計画」及び原子力規制委員会が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき、緊急時モニタリング等を実施する。

県は、さらに、態勢を強化する必要があると認めた場合は、緊急時モニタリングセンター長にモニタリング要員やモニタリング設備・機器等のさらなる増強を要請するとともに、原子力災害時の応援業務に関する協定に基づき、関係機関に対し緊急時モニタリングへの応援を要請する。

② 緊急時モニタリングの実施

緊急時モニタリングは、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集と防護措置の実施の判断材料及び住民等と環境への放射線影響の評価材料を的確に提供し、住民等の安全確保を図ることを目的としており、県が定める「新潟県緊急時モニタリング計画」及び原子力規制委員会が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき行う。

また、緊急時モニタリングの実施にあたっては、気象予測や放射性物質拡散予測情報を参考に、防護措置の実施を考慮して、優先すべき区域を決める。

③ 緊急時モニタリング結果の公表

市及び県は、緊急時モニタリングセンターや関係機関と観測データを共有し、速やかにホームページや様々な媒体を通じて住民等に緊急時モニタリングの結果を周知する。

第3節 活動体制の確立

担当部署	全部署 ◎消防本部
------	-----------

1 基本方針

警戒事象又は特定事象の通報を受けた場合等は、原子力災害対策本部等の設置基準に基づき、警戒本部又は対策本部を設置する。

原子力災害対策本部等の設置基準に達した時には、職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な活動体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等から情報を得るなど連携を図りつつ、事故の状況把握に努め、適切に事故対策を行う。

2 原子力災害対策本部等の設置基準

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に定める県原子力災害対策本部等の設置基準に準拠し、次の設置基準を設ける。

態 勢	活動体制	設置基準	緊急事態区分
第1次 配 備	警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1 μ Sv/hを超える数値を検出したとき。 ○ 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障が認められるとき。 ○ その他市長が必要と認めるとき。 	警戒事態
第2次 配 備	対策本部	○ 発電所の事故により原災法第10条に定める特定事象発生 of 通報があったとき。	施設敷地緊急事態
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき。 ○ その他市長が必要と認めたとき。 	全面緊急事態

3 業務の内容

(1) 市の活動体制

① 原子力災害警戒本部の設置

ア 市長は、第1配備態勢の設置基準に該当したときは、糸魚川市役所に副市長を本部長とする警戒本部を設置する。

設置場所	糸魚川市役所（203・204 会議室）
実施責任者	本部長：副市長
構成員	危機管理監（消防長、総務部長）、副危機管理監（消防防災課長、総務課長）、産業部長、市民部長、教育長、会計管理者（会計課長）、企画定住課長、財政課長、能生事務所長、青海事務所長、議会事務局長、監査委員事務局長、商工観光課長、農林水産課長（農業委員会事務局長）、建設課長、復興推進課長、市民課長、環境生活課長、福祉事務所長、健康増進課長、ガス水道局長、ガス水道局次長、教育次長、こども課長、こども教育課長、生涯学習課長、文化振興課長、消防署長、防災班員、総務班員 ※状況に応じ、上記以外の職員も招集する場合がある。
活動内容	庁内関係部局の連携の下に原子力災害応急対策を実施する。 （原子力災害対策本部設置時に準じた活動）
廃止基準	① 対策本部が設置されたとき。 ② 被害が軽微であり、又は原子力施設の事故が収束し、原子力災害応急対策の必要がないことを確認した場合 ③ その他必要がなくなったと本部長が判断した場合

イ 原子力災害警戒本部を設置したときは、必要により各事務所に地域警戒本部を設置し、警戒本部と連絡を密にし、各地域における警戒活動及び災害応急対策を実施する。

設置場所	能生事務所、青海事務所
実施責任者	本部長：事務所長
構成員	事務所全職員
活動内容	警戒活動及び災害応急対策を実施する。
廃止基準	災害警戒本部を廃止したとき。

② 原子力災害対策本部の設置

ア 市長は、第2配備態勢の設置基準に該当したときは、糸魚川市役所に市長を本部長とする対策本部を設置する。

なお、対策本部の組織及び運営については、「糸魚川市災害対策本部規程」において別に定める。

設置場所	糸魚川市役所（203・204 会議室）
実施責任者	本部長：市長
構成員	全職員
活動内容	全部署の連携の下に災害応急対策を実施する。
廃止基準	① 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。 ② 本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(2) 応援要請及び職員の派遣要請等

- ① 応援要請
市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、県及び関係市町村等に対し速やかに応援要請を行う。
- ② 国の職員の派遣要請等
市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。
また、市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。
- ③ 原子力事業者の職員の派遣要請等
市長は、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、原子力事業者に対し、対策本部への職員の派遣を要請する。
- (3) 自衛隊の派遣要請等
市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣を要請する。
また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収を要請する。
- (4) 原子力被災者生活支援チームとの連携
国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、国の原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置する。
市は、初動段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担による汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

第4節 屋内退避、避難、受入れ等の防護活動

担当部署	全部署	◎消防本部
------	-----	-------

1 基本方針

緊急時において、住民及び一時滞在者等の生命及び身体を原子力災害から保護するため、屋内退避・避難等を指示した場合の対応等について定め、住民等の安全確保を図る。

(1) 屋内退避、避難等に関する指標

放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じ、住民及び一時滞在者等に対して避難・屋内退避等の措置を講ずる。

これらの避難・屋内退避等の措置については、柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定められているEALの基準、原災指針に定められているOILの基準のほか、事故の状況、気象状況、避難経路となる道路の被災状況、避難先の状況、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果によるものとする。

【屋内退避、避難等の対応方針】

- ① 県は、警戒事態発生時には、国の要請等により、市町村と協力し、即時避難区域（PAZ）内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手手段の確保等）を行う。また、県は、国の要請等により、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保）に協力するよう要請する。
- ② 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請等により、市町村と協力し、即時避難区域（PAZ）内における避難の準備を行うとともに、即時避難区域（PAZ）内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、即時避難区域（PAZ）を含む市村にその旨を伝達する。
また、県は、国の要請等により、市町村と協力し、避難準備区域（UPZ）内における屋内退避の準備を行うとともに、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手手段の確保等）に協力するよう要請する。
- ③ 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を发出し、即時避難区域（PAZ）内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合はその指示に従い、又は独自の判断により、即時避難区域（PAZ）内の避難等を行うこととし、即時避難区域（PAZ）を含む市村に対し、住民等に対する避難のための指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には即時避難区域（PAZ）を含む市村と連携し国に要請等する。また、即時避難区域（PAZ）内の避難の実施に併せて、国の要請等により、避難準備区域（UPZ）を含む市町に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段の確保等）を行うよう要請するとともに、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対して、即時避難区域（PAZ）を含む市村から避難してきた住民等の受入れや避難準備区域（UPZ）を含む市町が行う防護措置の準備への協力を要請する。
- ④ 県は、放射性物質が放出された場合、事態の規模、時間的な推移に応じて、当日の気象条件、緊急時モニタリングの結果、放射性物質拡散予測情報、原災指針を踏まえた国の指示・要請及び放射性核種濃度測定調査等に基づき、OILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、該当する市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難の指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、

住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請する。

- ⑤ 市及び県は、避難・屋内退避の措置を講じる場合は、国と協力し、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、基本的にはEAL及びOILの考え方に基づいて実施するが、住民の被ばく線量をできる限り抑えるために、予測線量、予測される放射性物質の放出開始までの時間、放出継続時間及び避難に要する予測時間等を勘案して対応する。
- ⑥ 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。
- ⑦ 県及び市町村は、避難時の周囲の状況等により避難を行うことがかえって危険を伴う場合は、居住者等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示するものとする。
- ⑧ 県及び市町村は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うものとする。その際には、市町村及び県は、国と緊密な連携を図るものとする。
- ⑨ 市及び県は、一時滞在者等の避難が確実に行われるよう、避難・屋内退避等の指示の周知及び避難誘導に際して十分に配慮する。
- ⑩ 関係市町村が避難・一時移転を実施するにあたり、次の事項について、原子力災害合同対策協議会等において、指示内容の判断のため、県及び関係市町村より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県と国及び関係市町村はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。
 - ・避難準備区域（UPZ）内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針
 - ・避難ルート、避難先の概要
 - ・移動手段の確保見込み
 - ・その他必要な事項

(2) 広域避難の受入れ

当市において屋内退避又は避難の必要がない段階において、即時避難区域（PAZ）、避難準備区域（UPZ）及び屋内退避計画区域（PPA）が市町村の範囲を越えて広域的な避難が必要となった場合には、新潟県が定める「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」に基づき、広域避難の受入れを行う。

2 業務の体系

- 屋内退避・避難の指示等
- ↓
- 屋内退避・避難の実施
- 避難の実施及び受入れに係る関係機関等の連携
- 要配慮者等の支援
- 学校等施設における避難措置
- 飲食物、生活必需品等の支援
- ↓
- 屋内退避・避難の解除

3 業務の内容

(1) 避難・屋内退避の指示等

① 即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）等からの避難住民の受入準備
ア 市長は、原子力事業者から即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）の住民等の避難を要する事象が発生した旨の通報を受けた場合には、知事からの避難対象区域の住民の受入要請に備え、避難所の開設準備を行うものとする。

イ 知事は、国から避難が必要と判断される区域の指導、助言、又は指示があった場合、また、独自に住民等の避難が必要と判断した場合には、避難調整を行った上で、市町村に対し、避難が必要と判断される区域（以下「避難区域」という。）を速やかに通知し、市長を経由して、避難住民を受け入れる市町村（以下「受入市町村」という。）及び避難施設名を示すとともに、避難区域に指定した住民等に、速やかに避難をするよう指示する。

また、当該避難を指示する場合において、知事は、受入市町村に対し、避難住民等の受入れを要請する。

② 住民等の屋内退避・避難の指示

ア 知事は、住民等の屋内退避が必要と判断した場合には、市町村に対し、屋内退避区域を速やかに通知する。

イ 市長は、知事から通知を受けた場合には、屋内退避区域の住民等に対し、速やかに屋内退避するよう指示する。

ウ 知事は、放射線量監視地域（UPZ外）の住民等の避難が必要と判断した場合には、追加措置として、市町村長を経由して、速やかに避難をするよう指示する。

③ 市長による避難指示等

市長は、上記のほか内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、屋内退避又は避難の指示を行う。

なお、市長は、屋内退避者の生活支援に努めるとともに、大気中の放射性物質の濃度等から屋内退避の長期化が予想される場合には、住民等への影響を考慮し、速やかな避難指示について国、県と調整する。

(2) 屋内退避・避難の実施

① 屋内退避の実施

ア 市は、自宅等での屋内退避にあたっては、窓を閉め、エアコンや換気扇を停止する等、気密性に配慮するよう、速やかに住民に周知する。また、あわせて屋内退避所となる市指定避難所を周知し、屋内退避が必要な住民等を誘導する。

イ 屋内退避者は、屋内退避所等又は自宅に備蓄してある食料・物資により生活を維持するよう努める。

ウ 市は、放射性物質の濃度変動等に伴う追加避難に備え、屋内退避と併せて避難準備を実施する。

② 避難の実施

ア 市は、県及び受入市町村と協力し、県が調整した避難先となる受入市町村及び避難施設名、スクリーニングの場所等を示すとともに、避難先への誘導を行う。

イ 市は、県や関係機関と協力し、自家用車両を含めバス、鉄道、船舶等のあらゆる避難手段を検討のうえ円滑に避難できる手段を指示する。

ウ 市は、県、北陸地方整備局、東日本高速道路（株）等の道路管理者から情報提供を受け、適切な避難経路を指示するとともに、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう周知する。

エ 自家用車両等の利用の困難な住民は、あらかじめ定められた集合場所へ参集のうえ、避難用バス等で避難する。

オ 市は、県及びバス事業者の協力により必要な避難用バスを手配する。また、必要に応じて自衛隊及び第九管区海上保安本部の協力によって、空路及び海上輸送を行う。

カ 市は、県と協力し、避難を指示した後、対象区域内に残留者がいないか確認を行

う。また、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民の避難状況を確認する。

(3) 避難の実施及び受入れに係る関係機関等の連携

- ① 県は、避難の実施にあたり、関係機関と連携し可能な限り支援、協力を努めるとともに、住民等の避難誘導にあたっては、受入市町村と調整し、避難所の所在、避難路の状況、災害の概要その他避難に資する情報を提供する。
- ② 県は、県の区域を越えて住民を避難させる必要が生じた時は、あらかじめ近隣県と協議した事項に基づき、避難を実施する。
- ③ 県警察は、関係機関と連携し、円滑な避難が実施できるよう交通規制、誘導等を実施する。また、道路管理者等と協力し、市長等が避難を指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、避難指示の実効を上げるため、交通の規制及び立入制限等必要な措置を実施する。
- ④ 受入市町村は、選定された避難所を開設するほか、主要道路から避難所までの誘導や避難所の運営など、避難市町村と連携して避難住民を支援する。

なお、受入市町村は、避難所の運営にあたり、保健衛生面、男女の違い、人権の保護等幅広い観点から、避難者の心身の健康維持及び人権に可能なかぎり配慮した対策を講ずるよう努める。

- ⑤ 受入市町村は、県、県警察及び避難市町村と協力し避難所に避難者のための相談所を速やかに開設するとともに相談業務を実施する。また、保健師等による巡回健康相談等も実施する。
- ⑥ 受入市町村は、県及び避難市町村と協力し、避難者の動向を把握する。
また、避難者の流入により避難者の収容人員を超えて避難者が参集しつつあると判断した場合は、他の余裕ある避難所又は新たに開設した避難所で受け入れ、避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、県等の協力を得て必要に応じて移動のための車両を手配する。
- ⑦ 放送事業者は、屋内退避・避難等の指示等があったときは、速やかに指示の内容について、正確かつ簡潔に放送する。

(4) 避難の際の住民等に対するスクリーニング等の実施

県は、国、原子力災害医療協力機関、原子力事業者等の協力を得ながら、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等に対するスクリーニング及び除染を実施する。

(5) 要配慮者等の支援

- ① 市は、警戒事象が発生した場合など、必要に応じ早期に要配慮者等の屋内退避・避難準備に着手する。
なお、避難の実施により健康リスクが高まるよう配慮者等については、防護対策を実施した施設の活用を検討することとする。
- ② 病院等医療機関及び社会福祉施設の管理者は、原子力災害が発生した場合には、屋内退避を基本とし、事態の進展により避難が必要となる場合には、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客、利用者等を避難又は他の医療機関等へ転院させる。
- ③ 市は、県と協力し、避難することとなった要配慮者等に対し、移動中や避難所におけるケアなど十分に配慮する。
- ④ 県は、市町村に協力し、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者等に十分配慮し、健康状態の把握に努める。

また、市及び県は、要配慮者等に向けた情報の提供、生活環境への配慮、必要な飲食物及び物資の提供を行う。

(6) 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生した場合には、屋内退避を基本とし、事態の進展により避難が必要となる場合には、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。また、生徒等を

避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市に対し速やかにその旨を連絡する。

(7) 飲食物、生活必需品等の支援

- ① 避難所では、市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活支援の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。
- ② 市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行う。
- ③ 市及び受入市町村は、屋内退避など避難所以外に避難した住民等の把握に努めるとともに、食料・物資の提供、情報の提供など必要な支援を行う。
- ④ 市、受入市町村及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、国の物資関係省庁や原子力災害対策本部に物資の調達を要請する。

(8) 屋内退避・避難の解除

① 避難指示の解除

知事（市が避難指示を行った場合は、市長）は、緊急時モニタリングの結果、市内の避難区域における放射線量が避難基準を下回った場合には、気候条件、汚染地域の除染対策等を勘案し、市と協議して、可能な区域から避難の指示を解除する。

市長は、内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避解除又は避難のための立ち退きの指示解除等を行う。

② 屋内退避指示の解除

市長は、緊急時モニタリング結果のほか、気候条件、汚染地域の除染対策等に係る国及び県の助言を受け、屋内退避の解除が可能となった場合には、順次、可能な区域から屋内退避の指示を解除する。

第5節 治安の確保

担当部署	総務課	能生事務所	青海事務所	◎環境生活課	消防本部
------	-----	-------	-------	--------	------

1 基本方針

緊急時には、早期に体制を確立し、相互に緊密な連絡のもとに災害情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪・火災の予防、交通の確保等の活動を行う。

2 業務の体系

- 警戒区域の設定等
- ↓
- 警戒区域への立入制限措置
- ↓
- 交通対策活動
- ↓
- 警戒警備活動

3 業務の内容

(1) 警戒区域の設定等

- ① 市は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、警戒区域を設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、県は、災害応急措置が円滑かつ的確に行われるようにするため特に必要があると認められる場合は、災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、市に警戒区域の設定を指示することができる。

- ② 県は、市が避難を指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう県警察及び第九管区海上保安本部に要請する。
- ③ 市及び県は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について県警察及び第九管区海上保安本部と協議し、万全を期す。

特に、避難を指示した区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努める。

(2) 警戒区域への立入制限措置

県警察等は、警戒区域が設定された場合、速やかに必要な要員を派遣し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して当該警戒区域への立入りを制限、もしくは禁止する措置を講ずる。

(3) 交通対策活動

① 交通規制

ア 県警察及び道路管理者等は、警戒区域が設定された場合、市及び県と協力し交通規制を実施する。

イ 交通規制を実施したときは、ただちに通行禁止等に係る区域、道路の区間その他必要な事項について、交通情報板やメディア等の広報媒体を通じ、運転手等に周知徹底を図る。

② う回対策

県警察及び道路管理者は、警戒区域等の周辺における交通混雑の緩和を図るため、放射性物質の影響を考慮の上、う回地点を設定し、警戒区域へ向かう車両等のう回措置を講ずる。

(4) 警戒警備活動

県警察は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の警戒を実施して犯罪やトラブルを未然に防止するなど社会秩序の維持を図り、住民の不安解消に努める。

第6節 飲料水・飲食物の摂取制限、農林水産物等の採取及び出荷制限

担当部署	◎環境生活課 商工観光課 農林水産課 ガス水道局
------	--------------------------

1 基本方針

放射性物質により飲食物及び農林水産物等が汚染されるおそれが生ずるため、国、県及び関係機関と協力し、飲食物の汚染を的確に把握するとともに、その汚染の程度により採取及び摂取制限を行う体制の整備など、必要な措置を講ずる。

2 業務の体系

■ 飲食物の出荷制限、摂取制限等

↓

■ 農林水産物の採取及び出荷制限

3 業務の内容

(1) 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- ① 市は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。
- ② 市は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施する。
- ③ 県は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を市に指示した時は、新潟県地域防災計画（風水害対策編）第3章第26節の食料品・生活必需品等の供給計画及び同章第37節の給水・上水道施設応急対策に基づき、市と協力して関係住民への応急措置を講ずる。

(2) 農林水産物の採取及び出荷制限

- ① 県は、国の指示及び要請に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関、市場の責任者及び市等に対し、次のとおり汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置をとるよう指示する。

また、県は、国の指示及び要請に基づき、農林水産物の放射性物質検査を実施する。

 - ア 農作物の作付け制限
 - イ 農林水産物等の採取、漁獲の禁止
 - ウ 農林水産物等の出荷制限
 - エ 肥料・土壌改良材・培土・飼料及びきのこ用原木等の施用・使用・生産・流通制限
 - オ その他必要な措置
- ② 市は、県からの指示内容について周知するとともに、農林水産物等の生産者、出荷機関、市場の責任者に対し、必要な措置を講ずるよう指示する。

第7節 緊急輸送活動

担当部署	総務課	商工観光課	農林水産課	建設課	◎消防本部
------	-----	-------	-------	-----	-------

1 基本方針

緊急事態応急対策を迅速に実施するため、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に準じて人員、資機材及び緊急物資の輸送活動を迅速に行うものとする。

2 業務の体系

- 緊急輸送活動
- 緊急輸送のための交通確保

3 業務の内容

(1) 緊急輸送活動

① 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、国の現地対策本部長及び県の現地対策本部長、関係市町村の現地対策本部長等
- 第2順位 避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

② 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- イ 負傷者、避難者等
- ウ 国の現地対策本部長及び県の現地対策本部長、関係市町村の現地対策本部長等、災害応急対策要員（原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- エ 屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- カ その他緊急に輸送を必要とするもの

③ 緊急輸送体制の確立

- ア 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- イ 市は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や関係市町村に支援を要請する。

④ 交通・運送事業者による車両調達等

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、県から要請があった場合は、県内事業所が保有する車両等の調達又は斡旋を行う。

なお県は、輸送に従事した者に対し、スクリーニング等を実施するなど、被ばく管理体制を構築する。

(2) 緊急輸送のための交通確保

県警察は、緊急輸送のための交通確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行う。

なお、災害対応に使用する車両に関しては、災対法及び原災法に基づく手続等に従い対応する。

関係する道路管理者は、交通規制に当たる県警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通を確保するために必要な措置をとる。

第8節 救助・救急、消火及び医療活動

担当部署	健康増進課 ◎消防本部
------	-------------

1 基本方針

原子力災害の特殊性を勘案しながら、防災関係機関相互の緊密な協力体制により、救助・救急及び消火活動を迅速かつ的確に実施する。

2 業務の体系

- 原子力事業者の消火体制
- 救助・救急及び消火活動
- 海上における救助・救急対策
- 空からの救助・救急対策
- 原子力災害医療の措置
- 安定ヨウ素剤の予防服用

3 業務の内容

(1) 原子力事業者の消火体制

原子力事業者は、発電所の火災に関し、速やかに発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確認しつつ、自発的に初期消火活動を行い、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

(2) 救助・救急及び消火活動

- ① 市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者等から協力要請があった場合に、救助・救急及び消火活動のための要員及び資機材の確保に協力する。
- ② 市は、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、新潟県広域消防相互応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請する。
なお、要請時には次の事項に留意する。
ア 救助・救急及び火災の状況及び応接要請の理由、応援の必要期間
イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員
ウ 市への進入経路及び集結（待機）場所

(3) 海上における救助・救急対策

県は、海上における災害を認めた場合又は市から応援要請があった場合は、速やかに第九管区海上保安本部等に救助・救急活動を要請する。

(4) 空からの救助・救急対策

県は、市から空中からの救助・救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められる場合には、放射性物質の拡散状況に留意しつつ、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリによる救助・救急活動を行うとともに、県警察、他都道府県等に対し応援を要請する。

(5) 原子力災害医療の措置

- ① 緊急時医療本部の設置
県は、県原子力災害対策本部を設置したときは、緊急時医療本部を設置するとともに、

必要に応じてスクリーニング班、救護班、二次被ばく医療班を編成し、原子力災害医療活動を行う。

② 国等への応援要請

県は、必要と認められる場合は、国、地域の基幹医療機関等に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。

③ 原子力災害医療活動の実施

原子力災害時には、放射線被ばく又は放射性物質による汚染（以下「被ばく等」という。）を受けた者等のほか、原子力災害時の混乱等により生じる一般傷病者等への医療を実施する。

市は、原子力災害医療活動の詳細については、新潟県原子力災害医療マニュアルの定めに基づき、県の活動に協力するものとする。

ア 救護所の設置

県は、避難所等に救護所を設置し、住民に対する汚染検査、除染等を実施する。

市は、県が設置する救護所の運営を支援する。

イ 初期対応

(ア) スクリーニング班は、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所等から派遣された原子力災害医療派遣チームの指導を受け、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等のスクリーニング及び除染等を行うとともに、原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被爆の可能性のある傷病者の医療機関や救急組織への搬送等を支援する。

(イ) 救護班は、救護所において、被ばく等のない一般傷病者の医療救護を行う。

(ウ) 初期被ばく医療を担う医療機関においては、被ばく患者の外来診療（拭き取り等の簡易な除染や救急処置等）を行う。

ウ 原子力災害拠点病院における医療

原子力災害拠点病院は、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には線量測定、除染処置及び専門的な医療対策を実施するとともに、必要に応じて入院診療等を行う。

エ 高度被ばく医療

原子力災害拠点病院で対応することが困難な高度専門的な除染、線量評価及び診療が必要とされる重篤な被ばく患者等については、高度被ばく医療支援センターである福島県立医科大学等に転送する。

オ 要配慮者等への配慮

県は、原子力災害医療の実施に関して、要配慮者等に十分配慮する。

④ 原子力災害拠点病院等への傷病者の搬送

原子力災害拠点病院等への傷病者の搬送は、放射性物質の拡散状況に留意しつつ、市町村消防本部の救急車又は県消防防災ヘリコプターにより行う。

また、県は、自ら必要と認める場合又は関係市町村等から被ばく者の放射線専門病院等への搬送について要請があった場合は、必要に応じ、自衛隊へ空路による搬送を要請するとともに、消防庁に対し搬送手段の優先的確保など特段の配慮を要請する。

なお、原子力災害医療活動の詳細については、県の「新潟県原子力災害医療マニュアル」の定めによる。

(6) 安定ヨウ素剤の予防服用

① 安定ヨウ素剤等の搬送

県は、住民が被ばく又は被ばくするおそれがある場合において、県が保管している安

定ヨウ素剤等を速やかに屋内退避所及び避難所等に搬送する。また、市が保管している安定ヨウ素剤等を屋内退避所等に搬送するよう市に指示する。

② 安定ヨウ素剤等服用の指示

県及び市は、原子力規制委員会の判断及び国の原子力災害対策本部より、安定ヨウ素剤等の服用の緊急時応急対策活動を行うよう、指示又は指導・助言があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤等の服用を指示する。なお、緊急の場合、県は、医師の意見を聞いて服用を指示する。

③ 安定ヨウ素剤の予防服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ国が決定した方針、指示、又は県の指示に従い、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払った上で、服用するべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じる。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

担当部署	◎総務課 能生事務所 青海事務所 環境生活課 消防本部
------	-----------------------------

1 基本方針

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害が発生した場合における住民及び一時滞在者等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

2 業務の体系

- 住民等への情報伝達活動
- 原子力事業者の広報
- ↓
- 住民等からの問い合わせに対する対応

3 業務の内容

(1) 住民等への情報伝達活動

① 迅速かつ的確な情報提供

市及び県は、原子力事業者が迅速に公表する事実及び国が行う発電所の安全性の評価に基づき、住民等に対して情報を速やかに広報する。

なお、広報にあたっては、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について広報するものとし、これらの情報が入手できない場合でもその旨広報し、住民等に不安や混乱が生じないように配慮する。

また、県は、広報した内容について、市町村及び消防本部に対して、新潟県防災行政無線等により連絡する。

② 県内外への情報提供

県は、国及びその他関係機関と協力し、周辺住民のみならず県内外の住民等に対して、社会的な混乱や風評被害の未然防止のため、積極的な情報提供を行う。

③ 定期的な情報提供

市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いて、あらかじめわかりやすい例文を準備する。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、国や県と連携し、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

④ 住民等のニーズに応じた情報提供及び要配慮者等への配慮

市は、役割に応じて住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況等（発電所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果、飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報）を適切に提供する。

また、市及び県は、広報車、防災行政無線（戸別受信機を含む）、マスコミ等を活用して、要配慮者、一時滞り者、屋内退避者及び応急仮設住宅への避難者、広域避難者等に対しても情報が届くよう十分配慮する。

⑤ 情報の一元化

市は、原子力災害合同対策協議会から得た情報について、十分に内容を確認した上

で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について国の原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町村及び原子力事業者と相互に連絡をとりあう。

⑥ 多様な媒体の活用

市は、情報伝達に当たって、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、緊急速報メールなどの一斉同時配信できる電気通信事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求める。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、受入市町村等と協力し、適切に情報提供がなされるよう努める。

⑦ 避難状況の把握

市は、避難状況の確実な把握に向けて、市指定避難所以外への避難状況の把握に努める。また、把握した状況について県との情報共有に努める。

(2) 原子力事業者の広報

原子力事業者は、発電所において事故が発生した場合は、周辺及び県内外の住民等に対し、速やかに広報する。

(3) 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

第10節 自発的支援の受入れ

担当部署	市民課	◎福祉事務所	商工観光課	農林水産課	会計課
------	-----	--------	-------	-------	-----

1 基本方針

国内・国外から寄せられる多くの善意の支援申入れに対し、適切に対応する。

2 業務の体系

- ボランティアの受入れ
- 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

3 業務の内容

(1) ボランティアの受入れ

市は、国、県及び糸魚川市社会福祉協議会、その他関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、必要に応じて、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。

ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに要配慮者等の介護・補助や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

(2) 義援物資、義援金の受入れ

① 義援物資の受入れ

市は、これまでの義援物資の受入経験から、大量の義援物資は保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、可能な限り義援金での支援を呼び掛ける。

なお、義援物資については、県及び関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを精査し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて公表する。

② 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定める。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。

第11節 防災業務関係者防護対策

担当部署	総務課 ◎消防本部
------	-----------

1 基本方針

防災業務関係者が被ばくの可能性がある環境下で活動する場合には、対策本部等及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において、防災業務関係者が冷静な判断と行動を取れるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくの可能性がある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

2 業務の体系

■ 防災業務関係者の安全確保

3 業務の内容

(1) 防災業務関係者の安全確保

① 防護対策

ア 市の災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク及び線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤等の配備等必要な措置を図るよう指示する。

イ 市は、県及び防災関係機関等に対して、必要に応じて、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の要請を行う。

② 防災業務関係者の放射線防護

ア 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた防災業務関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。

また被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者のうち、放射線防護に係る法令の適用を受けない者については、国の基準が定められるまでの間は、次の防護指標を参考に行う。

なお、この防災業務関係者の放射線防護に係る基準又は指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力する。特に、女性については、胎児防護の観点から適切な配慮を行う。

防災業務関係者の防護指標（放射線防護に係る法令の適用を受けない者）

対 象	指 標
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で50mSv を上限とする。
防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者（例えば、当該原子力事業所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、	実効線量で100mSv を上限とする。 作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。 眼の水晶体：等価線量で300mSv 皮膚：等価線量で1 Sv

自衛隊、緊急医療関係者等) が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	
--	--

- イ 市は、県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行う。
- ウ 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- エ 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第12節 行政機関の業務継続に係る措置

担当部署	全部署	◎総務課
------	-----	------

1 基本方針

原子力災害における放射性物質の拡散に伴い、市の庁舎にも影響が及び、庁舎を含む地域が立ち退きの指示を受けることを想定し、避難先および継続すべき業務の選定を行い、影響の減少に繋げる。

2 業務の体系

- 退避の実施
- ↓
- 業務継続計画に基づく業務の実施
- ↓
- 業務継続の支援

3 業務の内容

(1) 退避の実施

市役所庁舎及び各事務所の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施する。

(2) 業務継続計画に基づく業務の実施

市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、緊急事態応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

第13節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

担当部署	総務課 ◎消防本部
------	-----------

1 基本方針

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関の対応を定める。

2 業務の体系

- 原子力事業者の活動
- ↓
- 消防機関の活動
- 警察機関の活動
- 海上保安部署の活動
- 県及び市の活動

3 業務の内容

(1) 原子力事業者の活動

- ① 原子力防災管理者は、核燃料物質の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、原子力事業者防災業務計画により定められた15分以内を目途として国、事故発生場所を管轄する都道府県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関に対しては、その着信を確認する。以後、原子力災害応急対策の活動状況等を随時連絡する。
- ② 原子力事業者等は、原子力災害の発生の防止を図るため、直ちに、携行した防災資機材を用いて、次に掲げる危険時の措置等を迅速かつ的確に実施する。さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。
 - ア 消火・延焼の防止の措置
 - イ 立入制限区域の設定
 - ウ 環境放射線モニタリングの実施
 - エ 核燃料物質による汚染・漏えいの拡大防止及び除去対策の実施
 - オ 付近にいる者の避難
 - カ 放射線障害を受けた者の救出・避難等の措置
 - キ その他放射線障害の防止のために必要な措置等

(2) 国の活動

国は、事故の報告等を受けた場合、必要な体制を整え、情報収集、外部機関による支援を含む事故の現場での放射線モニタリングや傷病者への対処、関係機関間の連絡調整、外部への情報発信等を実施することとされている。

(3) 消防機関の活動

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を新潟県防災局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、火災の消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。

(4) 警察機関の活動

事故の通報を受けた警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

(5) 海上保安部署の活動

事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。

(6) 県及び市の活動

県及び市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。

第4章 複合災害対策

第1節 複合災害時における原子力災害対策本部等の組織・運営

担当部署	総務課 ◎消防本部 全部署
------	---------------

1 基本方針

大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合に備えて必要な体制を整備する。

2 原子力災害対策本部等の設置基準

第3章 第3節 活動体制の確立「2 原子力災害対策本部等の設置基準」に準ずる。

3 業務の内容

(1) 原子力災害警戒本部の設置

① 原子力災害警戒本部設置基準

市は、第1 配備態勢の設置基準に該当したときは、糸魚川市役所に副市長を本部長とする原子力災害警戒本部を設置する。

② 原子力災害警戒本部の実施責任者、構成員、活動内容及び廃止基準

第3章 第3節 活動体制の確立「3 業務の内容 (1)-① 原子力災害警戒本部の設置」に準ずる。

(2) 原子力災害対策本部の設置

① 原子力災害対策本部設置基準

市は、第2 配備態勢の設置基準に該当したときは、糸魚川市役所に市長を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。

② 原子力災害対策本部の実施責任者、構成員、活動内容及び廃止基準

第3章 第3節 活動体制の確立「3 業務の内容 (1)-② 原子力災害対策本部の設置」に準ずる。

第2節 複合災害時における応急対策

担当部署	総務課 ◎消防本部 全部署
------	---------------

1 基本方針

市及び県は、複合災害時において、原子力災害に係る防護対策の実施に支障が生ずることが考えられるため、次の事項について特に留意して対応する。なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の対応は本節に準じるものとし、複合災害時の対策等について、この章に定めるもののほかは、第3章による。

2 業務の体系

- 情報の収集・連絡
- ↓
- 緊急時モニタリング
- ↓
- 住民等への情報伝達活動
- ↓
- 避難・屋内退避等
- ↓
- 原子力災害医療
- ↓
- 緊急輸送活動
- ↓
- 救助・救急及び消火活動

3 業務の内容

(1) 情報の収集・連絡

市は、県及び防災関係機関と協力し、複合災害時においても、専用回線、衛星回線、同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）、ヘリコプターテレビ伝送システム等を活用し、道路、ライフラインの被災情報等の必要な情報の収集・連絡を行う。

(2) 緊急時モニタリング

県は、緊急時モニタリングの正常なデータを得るため、地震等によるモニタリングポストの破損の有無などの稼働状況確認や電源喪失時等の設備・機器等の代替機能の確保に留意しつつ、緊急時モニタリング業務を行う。

- ① 県は、モニタリングポストが被災した場合、県のモニタリングカーや可搬型モニタリングポスト等の設備・機器の移送補充により対応する。また、被災等によりモニタリングポストの測定結果等を得られない場合には、気象予測や放射性物質拡散予測情報を参考に、緊急時モニタリングを優先すべき区域を決めることも考える。なお、その他防護措置の判断に必要な緊急時モニタリングに関するできる限りの情報の収集に努める。
- ② 県は、道路の被災状況やモニタリング要員の参集状況に係る情報を、緊急時モニタリングセンターに提供する等、原子力規制委員会の緊急時モニタリング実施計画の作成に協力する。

- ③ 県は、モニタリング要員やモニタリング設備・機器等の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合、緊急時モニタリングセンター長に国の動員計画による資機材の補充を要請するとともに、原子力発電所立地道府県に対し相互応援協定に基づく要請を行うなど、緊急時のモニタリング体制を確保する。
- (3) 住民等への情報伝達活動
- ① 市及び県は、複合災害時の初動期においては、発電所に異常がない場合においても、その旨を広報する。
- ② 市は、大規模自然災害等による情報伝達手段の機能喪失、広報が伝わりにくくなること又は広報車の走行に支障をきたすことが想定される場合は、広報媒体や回数等を検討し、伝達の徹底を図る。
- ③ 市及び県は、住民等の不安解消や混乱の防止のための、問い合わせ窓口を増設するなど、体制を強化する。
- (4) 避難・屋内退避等
- ① 避難・屋内退避実施に係る防護活動
- ア 市は、県と協力し、大規模自然災害等が発生した場合の避難・屋内退避等の防護措置は、第3章第4節を基本としたうえで、上記(1)で情報収集した大規模自然災害等による道路や避難施設等の被災状況に応じて、適切に対応する。
- なお、県は広域避難にあたっては、市町村、防災関係機関から収集した避難施設、避難道路等の情報を考慮し、代替避難施設、避難経路及び避難車両等について、市町村に対し示す。
- イ 市及び県は、大規模自然災害等が発生した場合は、屋内退避、避難等に時間を要するなど、避難の困難性が増すことが予想されるため、予防的措置としての避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等を初期段階で検討する。
- ② 避難誘導時の配慮
- 市は、大規模自然災害等による家屋の倒壊や転倒による事故等の危険性が想定される場合は、避難誘導にあたり十分注意する。
- ③ 避難・屋内退避所等の運営
- ア 市は、大規模自然災害等による避難所等の被害が想定される場合は、その状況を迅速に把握し、県本部へ連絡する。
- イ 県は、避難・屋内退避所等の運営において、避難所等の被災により広域避難が必要となった場合、市町村の区域を超えた対応を行う。
- ウ 市及び県は、防災関係機関と協力し、避難・屋内退避の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、愛玩動物の保護場所の確保及びこころのケア等について、対策を実施する。
- エ 市は、県と協力し、避難所等において情報を的確に住民に伝達する。
- オ 受入市町村は、避難所における混乱を避け指示の徹底を図るため、大規模自然災害等の避難所と原子力災害の避難所は、可能な限り別々に設置する。
- (5) 原子力災害医療
- ① 県は、大規模自然災害等への対応による医師及び機器等の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、広域的な医師や機器等の応援により、医療体制の維持に努める。
- ② 県は、複合災害時の救護所運営やスクリーニング実施にあたって、混乱が生じないよう対応する。
- ③ 県は、道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の搬送計画を作成する。
- (6) 緊急輸送活動

① 県は、大規模自然災害等による道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、市町村、指定地方行政機関と協力し、輸送路となりうる道路の通行の状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて代替輸送路、輸送手段を確保する。

② 市及び県は、大規模自然災害等によるバス等を保有する機関の被災が想定されるときは、その状況を迅速に把握する。

県は、災害の規模や放射性物質の拡散状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた搬送手段の調整を行う。

また、状況の進展に備えて臨機応変に対応できるよう、車両等を確保・待機させるなどの対応を行う。

(7) 救助・救急及び消火活動

市及び県は、大規模自然災害等の被災によって、救助・救急及び消火活動に当たる要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請する。

なお、要請先へは、発電所、避難・屋内退避等の防護対策及び放射線物質の状況について、情報提供する。

第5章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

担当部署	◎総務課 全部署
------	----------

1 基本方針

内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害被災者生活支援チーム等と連携して復旧・復興等に向け原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

2 業務の内容

(1) 原子力災害事後対策実施区域の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

(2) 放射性物質による環境汚染への対処

県は、原子力災害事後対策や風評被害等への影響を考慮し、国、市町村、モニタリング関係機関及び原子力事業者と協力し、当面は緊急時に準じた体制で環境放射線モニタリングを行うとともに、その結果を速やかに公表し、住民等に周知する。

市は、復旧・復興に遅れが生じないよう、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

(3) 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、環境放射線モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言等を踏まえ、原子力緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。

(4) 原子力災害地域住民に係る記録等の作成

① 災害地域住民の記録

市は、県の協力のもと、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

② 被害状況調査の実施

市は、県の指示及び協力のもと、災害時における規制措置等により物的損害を受けた住民等の損害賠償等に資するため、必要に応じ農林水産業、商工業等の受けた被害について調査し、資料を整備する。

③ 原子力災害対策措置状況の記録

市及び県は、被災地の汚染状況図、原子力災害応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

第3節 被災者等の生活再建等の支援

担当部署	◎総務課 全部署
------	----------

1 基本方針

原子力災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な者に対し、自立した生活を早期に取り戻せるよう、きめ細やかな各種支援を行う。

2 業務の内容

(1) 生活再建に向けた各種支援

市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

(2) 総合的な相談窓口等の設置

市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

原子力事業者は、速やかな被災者の損害賠償請求等への対応のため、相談窓口を設置するなど、必要な体制を整備して対応する。

なお、原子力損害が発生した場合の賠償については、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき実施することとされている。

(3) 災害復興基金等の設立

市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

(4) 物価の監視

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、国、市町村の協力を得て、生活関連物資の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。

第4節 産業等への支援

担当部署	商工観光課 農林水産課
------	-------------

1 基本方針

原子力災害によって被災した中小企業の再建のため、風評被害等の影響の軽減を図るとともに、被災状況や資金需要等の的確な把握に努め、融資等の各種支援を行う。

2 業務の内容

(1) 風評被害等の影響の軽減

市及び県は、国、防災関係機関をはじめ、経済団体や農林水産業団体等の関係機関と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止又はその影響を軽減するため、県内外に、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、農林水産業や地場産業の産品等の適切な流通等の確保、観光客の誘致等のための取組を実施する。

(2) 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じて、災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付などの支援措置を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第5節 心身の健康相談体制の整備

担当部署	福祉事務所 ◎健康増進課
------	--------------

1 基本方針

原子力災害においては、住民等に、避難等に伴う環境の変化による精神的負担に加え、放射性物質等による被ばくや汚染に対する不安を与える可能性があることから、国及び県とともに心身の健康を保持・増進するための体制を整備する。

2 業務の内容

- (1) 市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。
- (2) 県は、国、市町村、日本赤十字社及び県医師会とともに、不安軽減のための適切な情報を提供し、心身の健康の保持・増進に努めるため、要配慮者等にも十分配慮した、心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。